

第4章 各論 3 未収金

3-1 県税

3-1-1 個人県民税

1. 未収金の概要

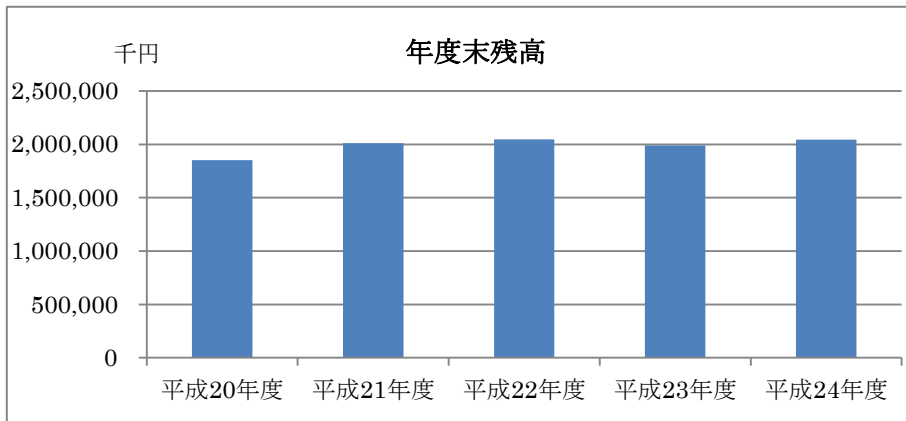
所管課名	税務課		
目名	個人県民税		
未収金の内容	福井県税事務所	182 件(※)	1,586,229 千円
	嶺南振興局税務部	109 件(※)	457,589 千円
	県計	291 件(※)	2,043,818 千円
	※県税では件数での管理となっており先数は把握できない。		
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>個人県民税の賦課徴収は市町が実施するため、福井県は直接回収手続を実施していないが、福井県地方税滞納整理機構を活用し市町の回収を間接的に援助している。なお、市町での回収手続の概要は以下のとおりとなっていた。</p> <p>督促状発付(原則として納期限後 20 日以内)⇒催告書発付(2~3 回) ⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>所管課では今後も福井県地方税滞納整理機構を活用していく方針である。福井県地方税滞納整理機構については「総論」および「外部監査の見解 ③福井県地方税滞納整理機構とその取組みについて」を参照されたい。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮のため ・行方不明のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

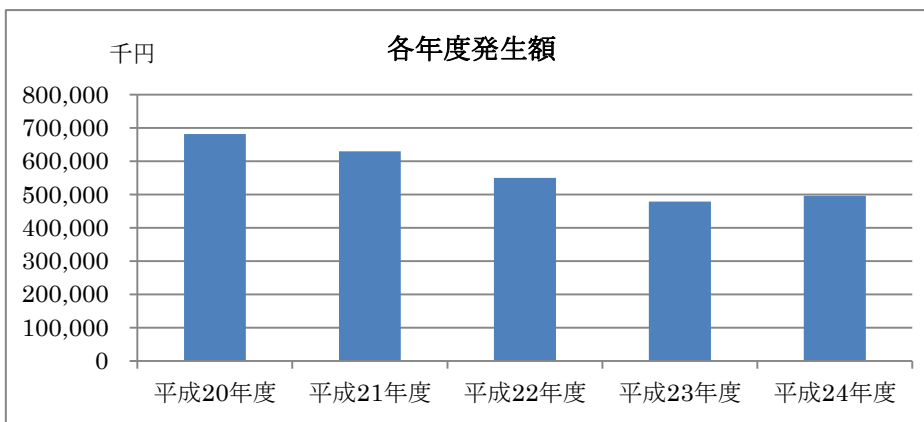
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
年度末残高	1,850,832	2,010,319	2,045,444	1,988,648	2,043,818	
発生年度内訳	平成 24 年度				496,091	
	平成 23 年度			478,198	333,541	
	平成 22 年度			549,744	385,127	288,228
	平成 21 年度		629,251	454,403	336,563	256,270
	平成 20 年度	681,580	488,005	371,011	291,838	230,124
	平成 19 年度	1,169,251	394,879	322,256	265,977	204,675
	平成 18 年度		116,087	94,785	77,998	51,669
	平成 17 年度		86,971	69,485	21,187	37,770
	平成 16 年度		85,979	35,147	22,186	23,035
	平成 15 年度		51,370	40,200	27,644	26,050
	平成 14 年度以前		157,773	108,409	81,927	96,359

注：平成 24 年度の不納欠損額は、81,823 千円である。



[残高推移の分析]

個人県民税の未収金残高は、一見、最近 5 年間で大きく変化してはいない。ただし、平成 18 年の税制改正により個人県民税と個人市町民税の税率が変更となったことの関係で、平成 24 年度の残高に約 75,000 千円の影響があったことを考慮すれば、実質的には減少傾向といえる。



[発生額推移の分析]

各年度に発生する未収金の残高については、最近 5 年間で大きく減少してきているが、これには、様々な要因が推測される。長引く不況の影響で、個人県民税の課税額自体が減少傾向にあるのは明らかであるが、未収金の発生を未然に防ぐ特別徴収の推進など、細かな対応も効果を発揮しつつあるとも見られる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

個人県民税については、福井県が自ら回収業務を行うわけではない。個人県民税の賦課徴収は、当該都道府県内の区域内の市町村が、個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うことと地方税法第41条第1項に定められているため、福井県には賦課徴収する権限がなく、債務者個人の情報は入ってこない。外部監査は、福井県内の市町から提出される関係資料の一部について監査手続を実施し、処理が適切に行われていることを確認した。また、個人県民税の徴収に大きな力を発揮しているとみられる福井県地方税滞納整理機構については、ヒアリングにより、その業務内容を調査した。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

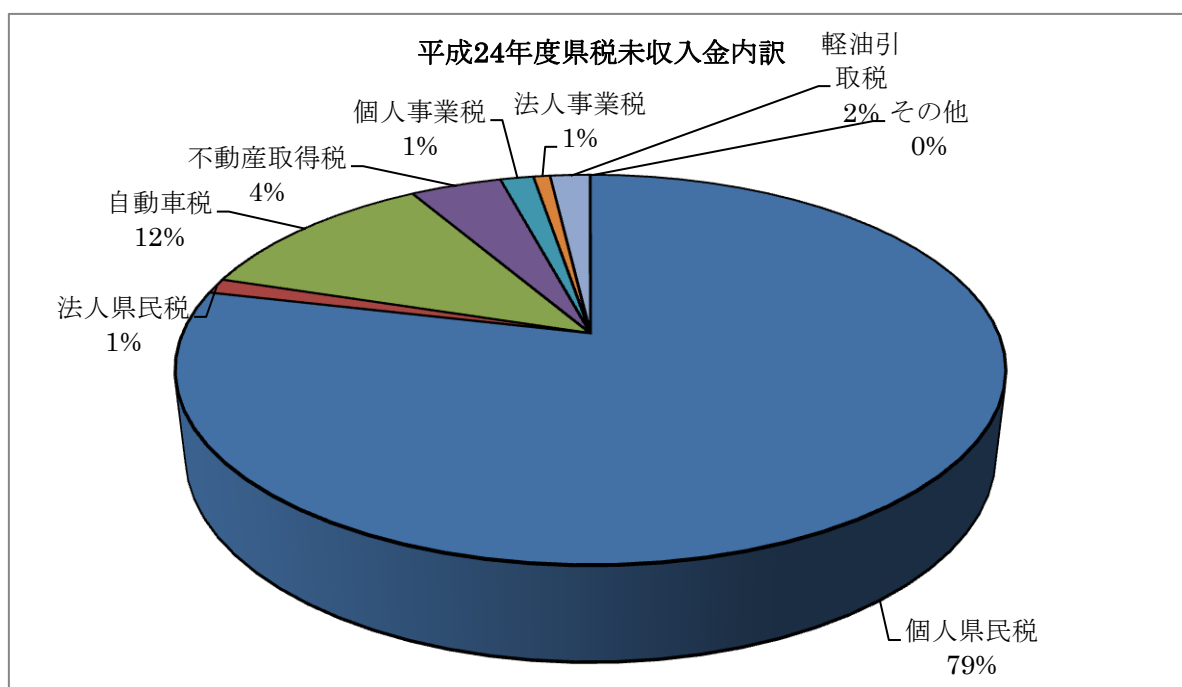
外部監査では、個人県民税に係る未収金の不納欠損処理について、平成24年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

①個人県民税の金額的重要性と福井県として採るべき方向性

個人県民税が、県税の未収金額に占める割合は、平成 24 年度末で 79%、福井県全体（ただし、単体の貸借対照表計上ベース）でも 16%を占め、民間最終処分場行政代執行費用弁償金を除けば、未収金で最大規模のものである。

[平成 24 年度県税未収金内訳]



このように、個人県民税に係る未収金は、福井県にとって債権管理上、最大級に重要なものでありながら、福井県としては個々の債権については直接扱えない。これが、個人県民税にかかる福井県としての課題である。

個人県民税の賦課徴収は地方税法第 41 条第 1 項により、福井県内の市町が行うこととなっており、個人住民税の回収率向上には、個々の債権を管理する各市町における債権回収技術の向上が不可欠である。しかし、未収債権をめぐる各市町の状況はそれぞれに異なっており、しかも、自治体間の規模や財政力の違いから、債権回収にかけることのできるパワーも異なる。その結果、個人県民税の取扱いに対する市町間の公平性の確保を担保できなくなる危険性が生じるとともに、債権回収の実績も当然異なってくる。

福井県が個人県民税に係る債権回収業務につき、その公平性を確保すべきであるのは当然のこととして、債権回収業務に負担を感じている市町を助け、その結果として個人県民税の回収に実を上げるという意味で、債権回収業務における市町との協働をさらに強化することは不可欠といえる。

個人県民税の金額的重要性を考慮すれば、福井県は、「それは市町の仕事」という考え方は決してとるべきではない。直接的には県の仕事でなくとも、市町における債権回収の成果を向上させるための方策を積極的に追い求めるべきである。過去の外部監査人の報告書にも、県として個人県民税の徴収強化策を検討すべき旨の提言がなされているが、その方策を滞納債権について具体化したものが、平成 21 年に立ち上がった福井県地方税滞納整理機構である。その評価については総論にて述べたとおりであり、現在までのところ大きな成果を上げているのは明らかであるが、その実績を踏まえ、外部監査としては、この福井県地方税滞納整理機構の機能強化を強く提言する。

②特別徴収実施率の状況について

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者が個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納入する制度である。この特別徴収の実施率と個人県民税の滞納発生とは、ある程度の関連性を持っていると考えるべきであるが、最近 5 年間の福井県の特別徴収実施率と全国の実施率とは以下のようになっている。

[福井県と全国の特別徴収率]

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実施率（県内）	69.1%	69.0%	70.6%	71.4%	71.1%
実施率（全国）	69.3%	69.2%	70.9%	71.5%	72.3%

※ 特別徴収の納税義務者/給与収入のある納税義務者

年々改善はされているが、福井県の特別徴収実施率は全国平均に比べて低い。外部監査としても意外な結果であったが、これは福井県の企業規模に関係していると見られる。特別徴収を行わない事業所というのは、ほぼ零細企業がこれに該当する。全従業員 5 人までの零細企業には、経理を専門に行う人員がないのが普通であるが、そういった事業所にとって特別徴収事務は確かに負担かもしれない。零細企業が福井県にはことさら多いというのが、福井県の特別徴収実施率を全国平均未満としている要因であろう。とはいえ、福井県とそれほど事情が変わらないと見られる沖縄県が実施率全国 1 位の 83.6%ということを考えれば、実施率アップの可能性は、まだ十分にあるといえる。

外部監査は、所管課に対し特別徴収率アップの具体的な取組みを質問し、次のような回答を得ている。

- ・10月下旬と11月上旬に、特別徴収をしていただいていない企業で、従業員が多いところ（30名以上）に、市町とともに訪問し、特別徴収を勧奨する。
- ・税理士会を通じて、県内の会計事務所に顧問先への特別徴収を勧奨してくれるよう依頼する。
- ・チラシを作成・配布し、事業者が特別徴収制度を理解してもらうための機会を増加させる。

いずれも方策としては間違いないが、相手を説得するには、こちらの真剣みがうまく伝わらなければならない。零細企業にはこれ以上の事務負担にたえる気力はほとんどない。それを踏まえての説得であるから、こちらにもそれなりの覚悟は必要である。外部監査としてアドバイスさせていただくと、例えば、現在バラバラになっている市町の帳票を、事業者が扱いやすいように、県の指導のもと統一してしまうとか、「今までできなかったことをやってみせる」といった、強固な決意を具体的に示すのがよいであろう。

③福井県地方税滞納整理機構とその取組みについて

福井県地方税滞納整理機構の取組みとその成果については、総論にて述べさせてもらったとおりであるが、改めて簡単に示す。

[福井県地方税滞納整理機構の徴収実績等（平成21年度～平成24年度）]

区分	引受額	収入額	収入率	分納等による今後の収入見込額	収入見込達成時の収入率
福井・奥越地区	635,247 千円	206,978 千円	32.6%	231,005 千円	68.9%
坂井・高志地区	1,038,344 千円	329,226 千円	31.7%	377,911 千円	68.1%
丹南地区	944,552 千円	275,726 千円	29.2%	310,228 千円	62.0%
嶺南地区	974,740 千円	389,501 千円	40.0%	328,837 千円	73.7%
合計	3,592,883 千円	1,201,431 千円	33.4%	1,247,981 千円	68.2%

※ 引受額、収入額はいずれも滞繰分+現年分の金額

分納等による今後の収入見込額も含めると、福井県地方税滞納整理機構の実績は引受金額のおよそ7割にも上る。各市町の税務課が「難しすぎてダメだ」と判断した滞納債権の7割について回収（および分納誓約）にこぎつけているのは、目覚ましい成果と言えてよいであろう。

これは、自治体が現在直面している困難な事態に対して、当該困難な事象に対する専門性が有効性を発揮することを示す重要な一例であるが、加えて、県と市町との具体的な連携がいかに問題解決に効果的かも示している。福井県地方税滞納整理機構については、徴収の困難な滞納案件に具体的に取り組む場であるとともに、それと同時に市町の担当者に経験を積ませ、ノウハウを得てもらおうという場でもある。県がリーダーシップをとって、市や町にいろいろな具体的なノウハウを得てもらおうというこの形態は、派遣元の市町でも大きな成果となっていくはずであるが、市町の機能強化は、結果的に福井県にも大きな利益

をもたらす。相手の技術を向上させるような市町との関わりあいは、一見福井県にとって損なようで、実は「宝の山」と認識すべきであろう。

[参考・個人県民税未収金残高の各市町における状況]

1 福井県税事務所管内

区分	福井市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市
平成24年度残高	915,369千円	49,521千円	20,090千円	114,810千円	45,313千円	210,271千円
人口	265,126人	33,930人	24,671人	67,750人	29,204人	84,373人
一人当たり残高	3,452円	1,459円	814円	1,694円	1,551円	2,492円

区分	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町
平成24年度残高	155,201千円	25,877千円	1,247千円	8,175千円	40,349千円
人口	91,240人	20,244人	2,847人	11,091人	22,427人
一人当たり残高	1,701円	1,278円	438円	737円	1,799円

2 嶺南振興局管内

区分	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
平成24年度残高	347,710千円	55,520千円	25,750千円	13,642千円	6,450千円	8,515千円
人口	67,167人	30,473人	10,121人	10,672人	8,431人	15,654人
一人当たり残高	5,176円	1,821円	2,544円	1,278円	765円	543円

[コメント]

一口に福井県内の市町といっても、人口やその構成、経済状況や面積、交通の便などが大きく異なるため、未収債権の発生状況は異なる。また、債権回収にあたる各自治体組織の状況もそれぞれ異なる。認識すべきは、債権回収の状況が各自治体間で異なっているという事実のみで、たとえ一人当たりの残高が多くとも、それは決して当該自治体の取り組みが不足しているということにはならないことに留意すべきである。

3-1-2 法人県民税

1. 未収金の概要

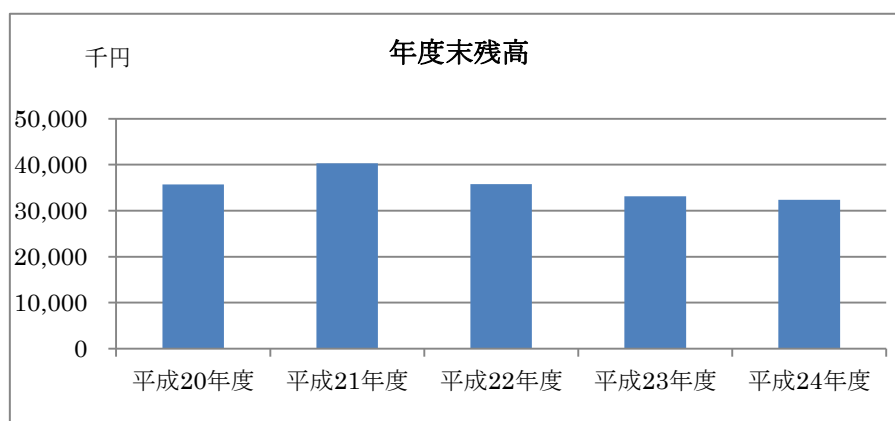
所管課名	税務課		
目名	法人県民税		
未収金の内容	福井県税事務所	1,005 件	25,375 千円
	嶺南振興局税務部	307 件	6,996 千円
	県計	1,312 件	32,371 千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年分】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内) ⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6 月)⇒財産調査⇒滞納処分(7 月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化による納税資金不足のため ・倒産のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

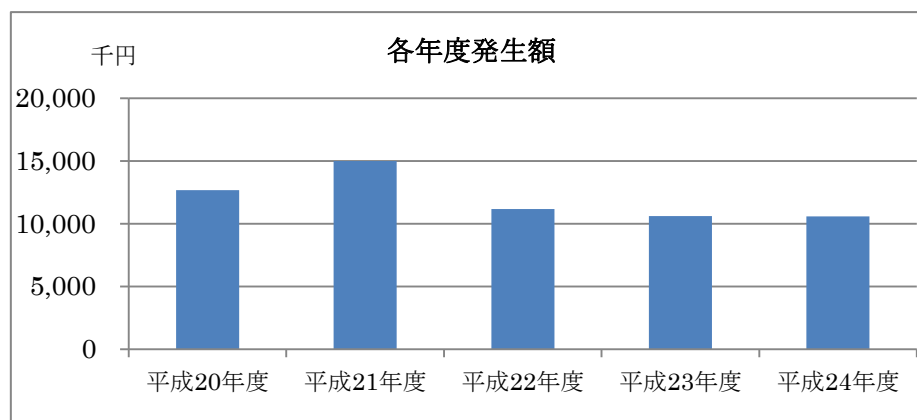
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	35,708	40,308	35,771	33,136	32,371
発生年度内訳	平成 24 年度				10,589
	平成 23 年度			10,611	6,770
	平成 22 年度			11,159	5,500
	平成 21 年度		14,984	9,565	6,558
	平成 20 年度	12,667	7,511	4,760	3,744
	平成 19 年度	23,041	8,035	5,013	4,224
	平成 18 年度		3,476	2,856	896
	平成 17 年度		2,706	991	582
	平成 16 年度		2,337	656	494
	平成 15 年度		644	496	373
平成 14 年度以前		613	272	148	48

注：平成 24 年度の不納欠損額は、4,342 千円である。



[残高推移の分析]

法人二税（法人県民税・法人事業税）の未収金残高は、県内の経済状況とかなり連動した動きを見せる。法人二税（法人県民税・法人事業税）は基本的に法人の所得に課税されるものであるため、例えば、期の途中で経済の急激な悪化があると、その期が終わって二か月後の申告期限には、資金不足に陥る法人が発生しても不思議ではない。平成21年度の残高増は、リーマンショックが影響していると推測される。



[発生額推移の分析]

法人二税の各年度に発生する未収金の残高は、翌年度に入るとかなりの額が回収される。これらについては、申告期限ぎりぎりに申告・納付を行っている法人が何らかのアクシデントにより、期限内の納付ができなかったケースが多いためと考えられる。各年度に発生する未収金の残高も福井県内の経済状況とリンクした動きとなっている。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、法人県民税に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

① 不申告法人への対応

税の申告は基本的に年一回である。前の申告から次の申告まで一年あるが、法人の場合は、この一年の間に大きく状況を変える場合がある。未収金に関連して外部監査が注目しているのは申告期限までに申告してこないケースである。債権の回収ということを重視すれば、こういったケースはできるだけ早く動くことが必要だからである。

県税事務所のシステムでは、毎月中旬に不申告法人一覧表が出力される。これは、過去に申告実績があるにもかかわらず、その期の申告期限までに申告がなかった法人の一覧表である。担当者は、この一覧表の中から、清算中の法人や休業中の法人を除く、活動中の法人に対してハガキを送付している。一覧表の出力が月の中旬になるのは、申告データの入力が 10 日ぐらいまでかかるため、それ以上は早くならないし、一覧表出力後、ハガキの送付までの期間が 1 週間以内というのも、決して遅くはない。検討の余地があるのは、ハガキにするか電話にするかという連絡の手段のみであろう。現在の方法は、ハガキと電話の長所・短所を勘案してのことであるが、電話の即時性は捨てがたい。手間がかからなければ、両方だろう。

② 未登録法人の捕捉について

未登録法人への対策というのも法人住民税における特徴的な課題である。本部を福井県内に置いてある場合については、登記情報や国税申告状況から捕捉はできるが、福井県外に本店を置く法人が、福井県内に支店・支社を設置した場合には届け出てもらわなければ、未申告でもわからない(所得がなくとも年間 20,000 円の税額負担はある)。そこで、福井県では、未登録法人に関する情報収集と県内事務所状況の確認を行い、次のような成果を得ている。

[未登録法人等調査実績（福井県税事務所）]

区分	調査件数	対象事業年度数	申告税額
平成 21 年度	16 件	56	49,727 千円
平成 22 年度	35 件	108	171,473 千円
平成 23 年度	22 件	85	51,943 千円
平成 24 年度	6 件	9	5,794 千円
合計	79 件	258	278,939 千円

※調査対象となった法人 1 件につき、過年度に遡っての申告を求めため、対象事業年度数は調査件数よりも多くなる。

4 年間で、278,939 千円もの調査実績があったことにも驚きであるが、この取組によって課税の公平性がより進んだことも重要な成果である。それ以前の取組みには、問題があったと言わざるを得ないが、ここ 4 年間の取組みは評価すべきである。

未登録法人の捕捉業務は簡単にいえば、次のように行われる。

①情報の収集	②事務所状況の確認	③申告指導
<ul style="list-style-type: none"> 自動車税・不動産取得税の課税客体情報 新聞広告、求人情報等による法人情報 その他情報 	<ul style="list-style-type: none"> 机上調査 住宅地図、法人ホームページ、電話帳による書面調査 実地調査 事務所開設時期、従業員数、現地の状況等を聞き取り、資料を入手する 	<ul style="list-style-type: none"> 本社経理担当または関与税理士に対して電話または書面にて申告指導を実施 申告があれば精査のうえ受理 不申告であれば、本店を所轄する都道府県税事務所に対して分割基準の修正を請求

情報収集方法の中では、「自動車税・不動産取得税の課税客体情報と法人県民税の申告情報をすりあわせる」という方法が効果的であると見られるが、税情報のすりあわせという観点からは、「給与支払情報と法人県民税の申告情報のすりあわせ」もまた、未登録法人の調査には有効なものと考えられる。給与支払情報は市町が有しているわけであるが、この点における市町との協力は今後模索していくべきであろう。未登録法人の申告は市町にも利益をもたらす。前向きに検討してもらってもよいのではないか。

3-1-3 自動車税

1. 未収金の概要

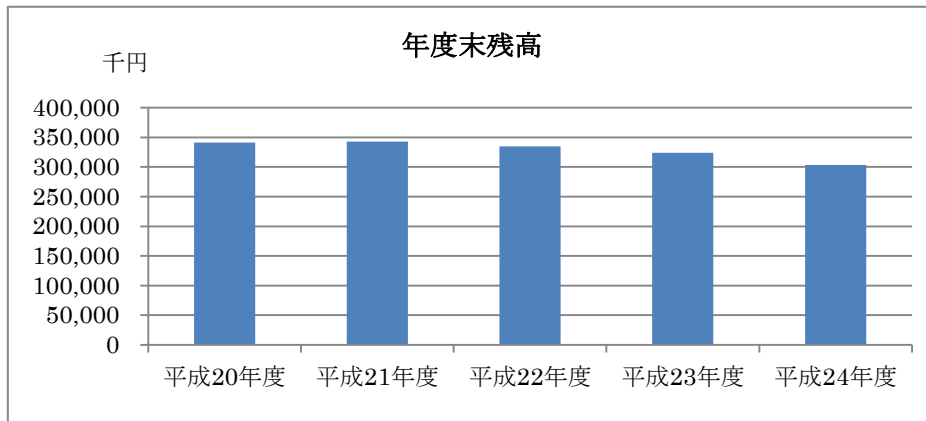
所管課名	税務課		
目名	自動車税		
未収金の内容	福井県税事務所	7,031 件	255,831 千円
	嶺南振興局税務部	1,326 件	47,763 千円
	県計	8,357 件	303,595 千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年分】 督促状発付(7月上旬)⇒催告書発付(8月)⇒電話催告(10月)⇒給与照会(11月)⇒差押予告書発付(12月)⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6月)⇒住民税調査、財産調査、給与照会⇒滞納処分(7月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮や業績悪化による納税資金不足のため ・行方不明のため ・倒産のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

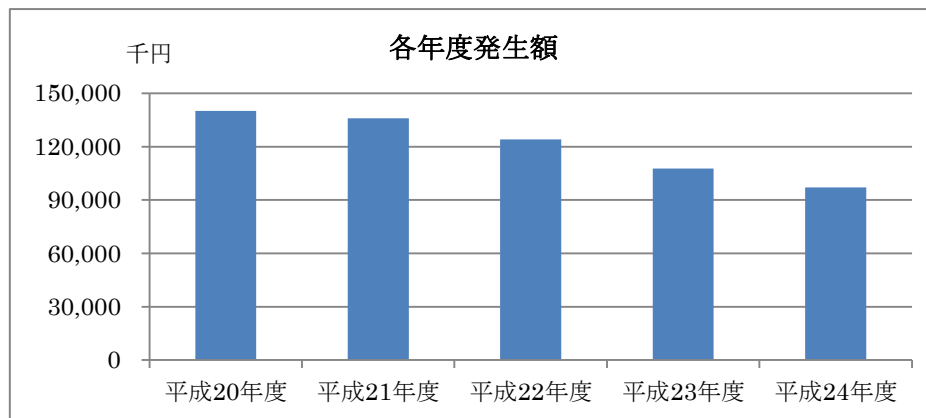
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
年度末残高	341,067	343,003	334,762	323,750	303,595	
発生年度内訳	平成 24 年度				97,123	
	平成 23 年度			107,734	57,359	
	平成 22 年度		124,029	68,204	51,476	
	平成 21 年度		135,939	71,216	53,113	44,697
	平成 20 年度	140,106	61,887	45,462	38,592	33,279
	平成 19 年度	200,960	46,560	40,194	35,523	7,540
	平成 18 年度		37,519	32,249	7,638	4,943
	平成 17 年度		31,611	6,733	4,424	2,903
	平成 16 年度		9,639	5,325	3,063	1,893
	平成 15 年度		7,725	3,622	2,076	968
平成 14 年度以前		12,120	5,926	3,380	1,410	

注：平成 24 年度の不納欠損額は、34,293 千円である。



[残高推移の分析]

平成 20 年度、平成 21 年度時点では 3 億 4 千万円程度であった自動車税の未収債権残高は、平成 22 年度以降減少傾向となり、平成 24 年度には約 3 億円程度と平成 20 年度比で 88%となった。減少の要因はいくつか考えられるが、調定額自体が減少している（平成 20 年度 131 億円→平成 24 年度 123 億円）ことが最も大きいと見られる。



[発生額推移の分析]

未収金の発生額は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間、減少を続けている。これは県税事務所による回収実績の向上によることもあるが（平成 20 年度収入率 98.9%→平成 24 年度収入率 99.2%）、保有台数自体が減少しているのと排気量が小さい車両が増えたことによる調定額の減少が主たる要因と見られる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、自動車税に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

徴税コストについて

平成 25 年 10 月における滞納整理票の税目別の内訳は次のとおりである。この滞納整理票に基づく滞納者へのアプローチが、県税事務所における債権回収業務の本体といえるので、県税事務所の徴税コストは、ほぼ自動車税にかかるものといってよい。

区分	福井県税事務所分	嶺南税務部分	合計
法人県民税	1,352 件 (6.5%)	350 件 (8.9%)	1,702 件 (6.9%)
法人事業税	170 件 (0.8%)	113 件 (2.9%)	283 件 (1.1%)
個人事業税	1,433 件 (6.9%)	298 件 (7.6%)	1,731 件 (7.0%)
不動産取得税	532 件 (2.6%)	126 件 (3.2%)	658 件 (2.7%)
自動車税	17,210 件 (82.7%)	3,060 件 (77.5%)	20,270 件 (81.8%)
軽油引取税	15 件 (0.1%)	0 件 (0.0%)	15 件 (0.1%)
料理飲食等消費税	15 件 (0.1%)	0 件 (0.0%)	15 件 (0.1%)
特別地方消費税	52 件 (0.2%)	0 件 (0.0%)	52 件 (0.2%)
その他	34 件 (0.2%)	0 件 (0.0%)	34 件 (0.1%)
計	20,813 件 (100.0%)	3,947 件 (100.0%)	24,760 件 (100.0%)

課税の公平はもちろんであるが、債権回収に関わるコストの低減という側面からすると、未収債権はなるべく発生しないことが望ましい。所管課が目指すべきは、まず、そこである。

自動車税にかかる未収債権の問題は、概ね 3 つのケースに分けて考えることができる。納期限までに納める気があるにもかかわらず、納期限までに納められなかったケース、納める気持ちがあり、資力もあるものの、納期限を遵守することを重視していないケース、納める気持ちがないか、資力がないケースである。

まず、納期限に納める気持ちがあるにもかかわらず、納期限に納められなかったケース

については、過年度の外部監査以後に、有効な対策が打たれたと外部監査は考えている。平成 20 年から導入された自動車税のコンビニ納税は、「納税者の利便性のアップによる、納税者側での経済効果」を第一に考えたものであり、納税者の評判も良いわけであるが、同時に未収債権対策にもなっている。「期限内に納めるつもりであったが、金融機関が営業している時間にはどうしてもいけなかった」という納税者に関しては、未然に未収債権となることを防止する機能がある。納税期間の確保という未収債権発生防止策という観点からは、納付書を早めに送付して日数を増やすという考え方もあるが、実務上はかなり困難であり、とりあえずコンビニ納税により、納税者の納付機会は十分に確保されているといえるだろう。

次の、納める気持ちがあり資力もあるものの、納期限を遵守することを重視していないケースは、自動車税の納税者に特徴的なものである。前述した過去 5 か年の未収金推移の表をもう一度見ていただくと、各年度に発生した未収債権は、その翌年度にいずれも半減しているのがわかる。これは車検があるからである。これらの納税者は、資力がないわけではないが、納期限までには払ってくれない。その結果、福井県としては債権管理に人員を割くことになる。これらの未収債権については、本税の納付があっても、本税納付の後に延滞金が発生するケースがほとんどであるので、債権管理業務としてはそのまま残り、かつ、延滞金の額によっては、話がこじれる。課税側、納税側双方にとって、2重、3重にダメージがあるケースである。所管課としては、納期限を超えて納付することの不経済を、債務者との交渉の中で丁寧に説明し、こういったことを繰り返さないようにしてもらうような地道な業務が必要となるが、あくまで人間相手のことであるので、実績を上げるには、毅然とした滞納整理に加えて「気持ちよく納得していただけるような技術」を各担当者が持つことが必要である。所管課で検討すべきテーマと考える。

納める気持ちがないか、資力がないケースについては、通常の債権と同様であるが、とにかく債務者の数が多いので、課税の公平と費用対効果のバランスに気を配った管理が求められるが、これは上席者の仕事である。滞納整理カードには、交渉記録を記入する欄の横に担当者印の欄と上席者印の欄があり、交渉の記録は上席者がその時に必ず確認しているが、時期を決めてもう一度ざっと見る機会を増やしておくのも検討課題のひとつである。

3-1-4 不動産取得税

1. 未収金の概要

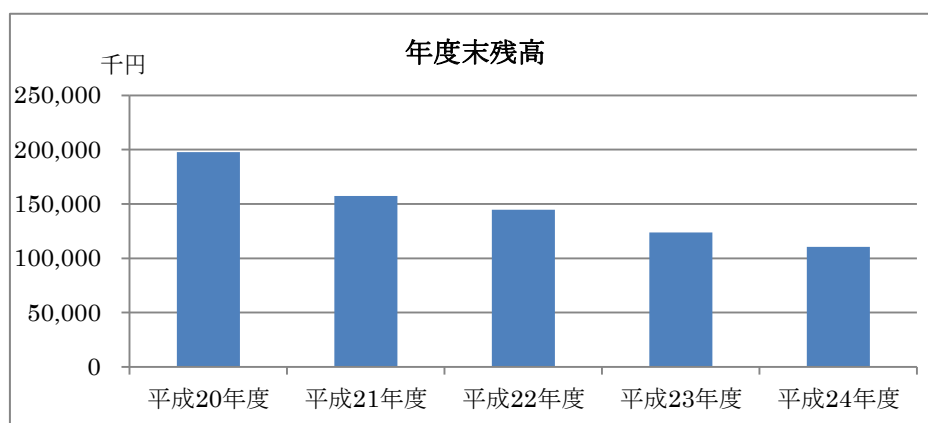
所管課名	税務課		
目名	不動産取得税		
未収金の内容	福井県税事務所	301 件	85,082 千円
	嶺南振興局税務部	103 件	25,515 千円
	県計	404 件	110,598 千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年度】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内)⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6 月)⇒住民税調査、財産調査、給与照会⇒滞納処分(7 月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮や業績悪化による納税資金不足のため ・行方不明のため ・倒産のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

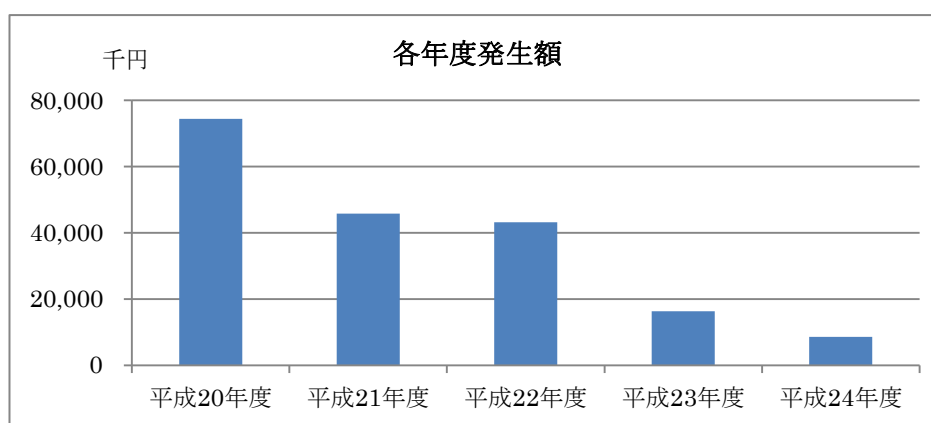
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	197,666	157,261	144,550	123,872	110,598
発生年度内訳	平成 24 年度				8,600
	平成 23 年度			16,345	7,373
	平成 22 年度			43,150	24,423
	平成 21 年度		45,847	28,675	24,351
	平成 20 年度	74,388	18,094	11,820	10,004
	平成 19 年度	123,278	15,975	12,550	11,467
	平成 18 年度		24,228	20,739	15,076
	平成 17 年度		3,775	2,763	2,587
	平成 16 年度		7,747	2,415	1,321
	平成 15 年度		7,458	2,512	2,117
平成 14 年度以前		34,135	19,923	11,985	

注：平成 24 年度の不納欠損額は、3,908 千円である。



[残高推移の分析]

不動産取得税の未収金も5年間で残高を下げた税目の一つである。平成24年度末の残高110,598千円は平成20年度末残高197,666千円の56%しかない。平成20年度や平成21年度における未収金発生額が多すぎたということもあるが、全体としては県内における高額な不動産取引が減少していることが要因である。



[発生額推移の分析]

平成20年度には74,388千円というかなり大きな未収が発生しているが、翌年度にはそのほとんどが回収されている。ただ、平成21年度に発生した未収については、リーマンショックの影響による深刻なものが含まれており、回収の困難性は高い。平成23年度以降については、未収の発生は抑えられている傾向にある。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、不動産取得税に係る未収金の不納欠損処理について、平成24年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

不動産取得時の対応について

個人であれば不動産取得税を頻繁に払うということは基本的でない。その機会は一生に一度あるかないかである。金額が大きく、予定外の支出であるという状況であれば、滞納のリスクは一気に上昇する。不動産を取得する際には、不動産取得税を資金繰りに組み入れてもらうための方策が必要であろう。

納税者に不動産取得税の資金を用意してもらう説明をするためのチャンスは、不動産業者、建設業者にまず存するが、市町にもある。不動産業者、建設業者への依頼は当然であるが、市町が固定資産税の評価をするときに、十分な説明をしてもらうとよいであろう。課税額は固定資産税の評価額とリンクするからである。福井県は、前述しているように個人住民税の滞納整理と未登録法人対策において、市や町に相当な経済的利益を供与している形であり（個人住民税についても法人住民税についても、県より市町の方が通常納税額は大きい）、市町にも、県税の徴収に関してできるだけの協力を求めていくのが健全な関係であろう。

3-1-5 個人事業税

1. 未収金の概要

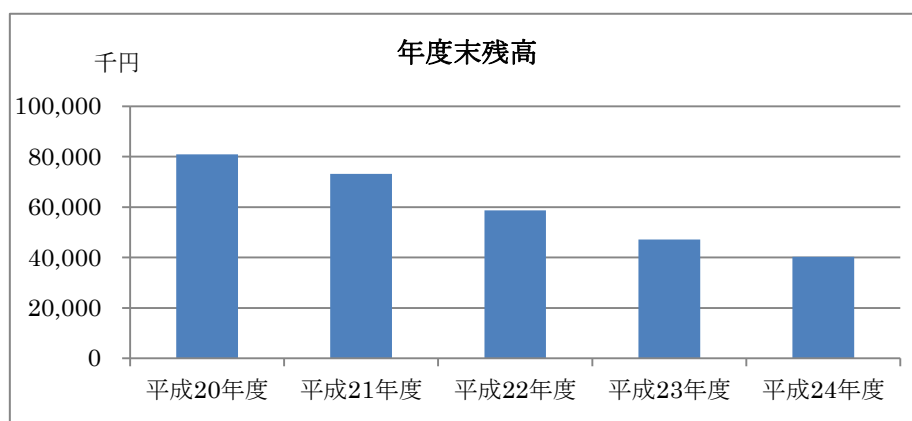
所管課名	税務課		
目名	個人事業税		
未収金の内容	福井県税事務所	688 件	31,501 千円
	嶺南振興局税務部	198 件	8,756 千円
	県計	886 件	40,257 千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年度】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内)⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6 月)⇒住民税調査、財産調査⇒滞納処分(7 月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮や業績悪化による納税資金不足のため ・行方不明のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

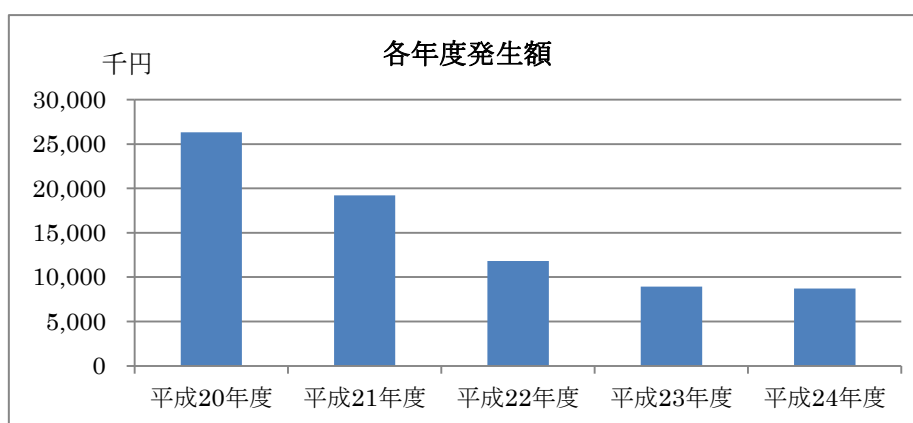
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	80,877	73,237	58,714	47,192	40,257
発生年度内訳	平成 24 年度				8,700
	平成 23 年度			8,920	6,199
	平成 22 年度			11,828	5,805
	平成 21 年度		19,198	10,635	6,860
	平成 20 年度	26,315	13,895	9,344	7,069
	平成 19 年度	54,562	14,650	11,780	8,395
	平成 18 年度		7,504	5,503	3,192
	平成 17 年度		3,335	1,795	1,234
	平成 16 年度		3,944	1,425	1,214
	平成 15 年度		1,875	1,455	989
平成 14 年度以前		8,832	4,946	3,508	

注：平成 24 年度の不納欠損額は、4,771 千円である。



[残高推移の分析]

個人事業税は景気動向に左右される側面が法人二税より更に強い。未収金の残高は平成20年度が80,877千円なのに対し、平成24年度では40,257千円とほぼ半減しているが、調定額自体は平成20年度が991,612千円に対し平成24年度が718,289千円であるから、未収入残高の減少は不況による課税額自体の減少と考えるのが妥当であろう。



[発生額推移の分析]

各年度の未収金発生額であるが、平成20年度で26,315千円だったのが、平成23年度には8,920千円にまで落ちているから、かなり極端な減少と言ってよい。調定額と収入額について調べてみると、平成20年度が調定額991,612千円に対して収入額が965,296千円であるので、回収率は97.3%、一方、平成24年度は調定額が718,289千円で収入額が709,588千円であるので回収率は98.8%であった。個人事業税については不況により調定額が減少していることもあるが、回収率もかなり向上していると思われる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、個人事業税に係る未収金の不納欠損処理について、平成24年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

①課税漏れリスクについて

個人事業税については、過年度における外部監査の注目は回収よりも課税事務の方にあった。個人事業税は県民が福井県内の各税務署に提出する確定申告書を調査することにより課税事務が行われる。過年度の外部監査では、それらを手作業で行わなければならないことによる課税漏れリスクと課税事務のコストを問題視していたが、現在は「国税連携」により主たる帳票はデータで入手できるため（ただし、すべての帳票がデータ化されているわけではなく、手作業による調査も一部残っている）これらの問題は改善に向かっている。

②徴収の時期について

個人事業税については、納税者への通知が8月と11月という、所得に基づき課税する税としてはかなりタイミングが遅いことがネックであるが、これについては、定期賦課という制度上の問題であり、改善することは当面難しい。ただ、修正申告による個人事業税については、できるだけ初動に気をくばるべきである。前述した自動車税と同様、コンビニ納税の導入はかなり効果があったと見られる。

3-1-6 法人事業税

1. 未収金の概要

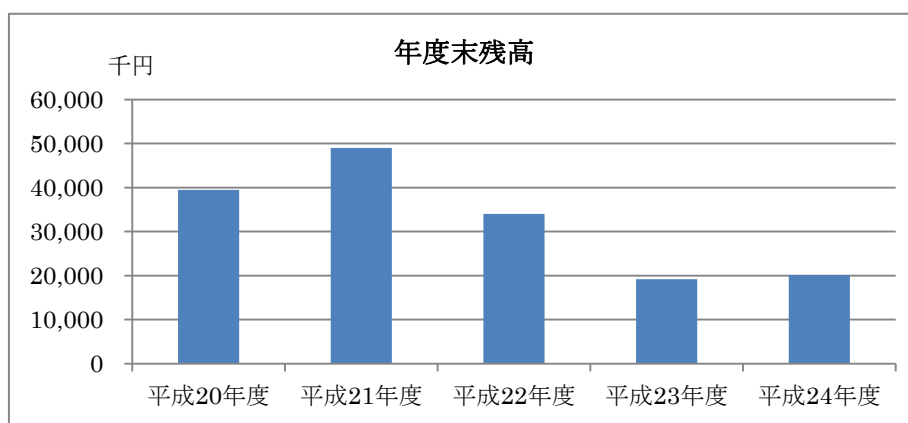
所管課名	税務課		
目名	法人事業税		
未収金の内容	福井県税事務所	129 件	15,945 千円
	嶺南振興局税務部	74 件	4,199 千円
	県計	203 件	20,145 千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年度】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内) ⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6 月)⇒財産調査⇒滞納処分(7 月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化による納税資金不足のため ・倒産のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

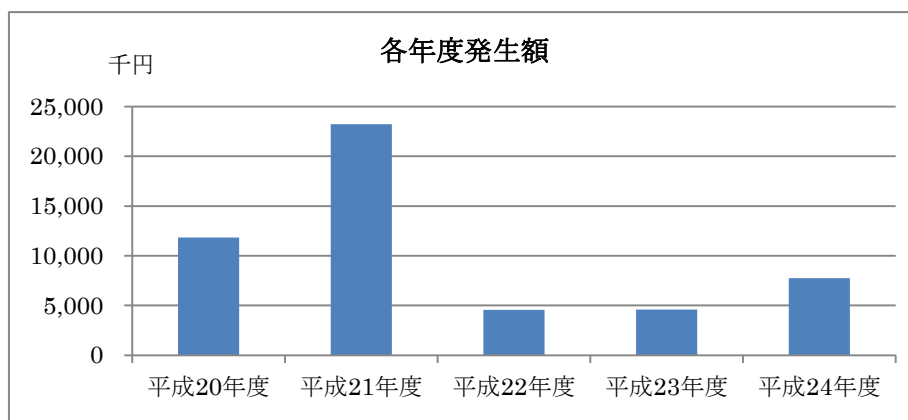
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
年度末残高	39,468	49,024	34,024	19,152	20,145	
発生年度内訳	平成 24 年度				7,751	
	平成 23 年度			4,577	1,611	
	平成 22 年度			4,561	1,075	641
	平成 21 年度		23,212	20,415	9,070	8,104
	平成 20 年度	11,839	2,919	1,212	625	521
	平成 19 年度	27,629	10,852	3,447	2,221	105
	平成 18 年度		1,109	857	148	—
	平成 17 年度		542	272	177	177
	平成 16 年度		7,040	125	125	113
	平成 15 年度		185	177	174	174
平成 14 年度以前		3,162	2,953	955	944	

注：平成 24 年度の不納欠損額は、2,000 千円である。



[残高推移の分析]

前述したとおり、法人二税（法人県民税・法人事業税）の未収金残高は、県内の経済状況とかなり連動した動きを見せる。法人事業税については、法人県民税より税率も高く、均等割もないので、経済状況の影響はよりダイレクトである。法人県民税と同様、平成 21 年度の残高増は、リーマンショックが影響していると推測されるが、不況が続いたため、平成 23 年度、平成 24 年度は未収金残高も大きく減少している。



[発生額推移の分析]

法人県民税と同様、法人事業税も、各年度に発生する未収金の残高は、翌年度に入るとほとんどが回収される傾向にある（平成 20 年度発生分、平成 22 年度発生分、平成 23 年度発生分）ただ、リーマンショックのあった平成 21 年度に発生した 23,212 千円の未収金については、その後の回収が難航するケースが多く、平成 24 年度残高に占める割合も大きい。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、法人事業税に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

① 不申告法人への対応および未登録法人の補足について

申告と納税が法人県民税とセットであるので基本的な課題は法人県民税と同様であるため、当該問題の外部監査の意見については法人県民税の意見を参照されたい。

② 経済状況の変動への対応について

経済状況により影響されやすい税である点には常に留意が必要である。例えば、平成 26 年 4 月より消費税の税率が変更となるが、これにより想定される事態は、平成 26 年度末の時点での、中小零細企業を中心とした決算終了のタイミングでの事業廃止の決断である。平成 26 年度中に著しい経済状況の変動があれば、それなりの準備をすべきであろう。

3-1-7 軽油引取税

1. 未収金の概要

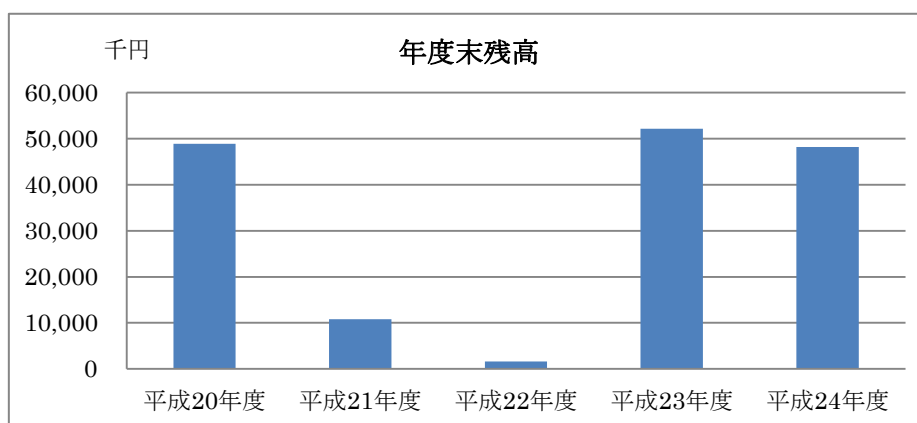
所管課名	税務課		
目名	軽油引取税		
未収金の内容	福井県税事務所	13 件	48,217 千円
	県計	13 件	48,217 千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年度】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内)⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6 月)⇒財産調査⇒滞納処分(7 月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化による納税資金不足のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

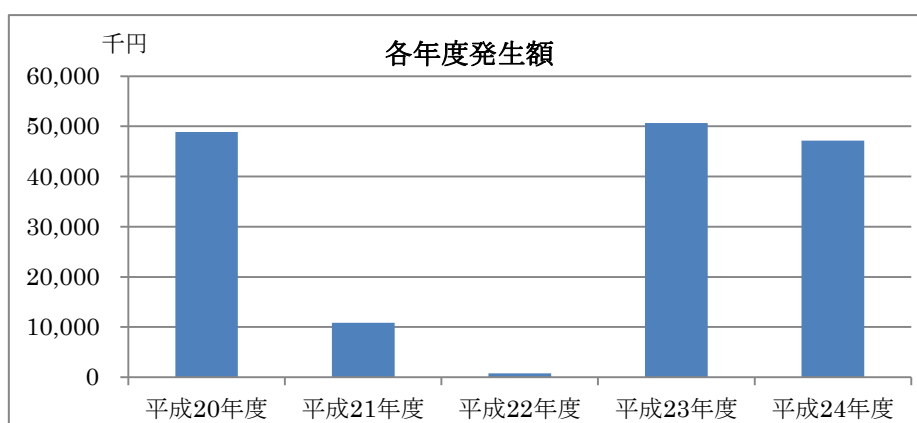
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	48,858	10,818	1,628	52,132	48,217
発生年度内訳	平成 24 年度				47,134
	平成 23 年度			50,670	—
	平成 22 年度			743	743
	平成 21 年度		10,818	885	718
	平成 20 年度	48,858	—	—	—
	平成 19 年度	—	—	—	—
	平成 18 年度	—	—	—	—
	平成 17 年度	—	—	—	—
	平成 16 年度	—	—	—	—
	平成 15 年度	—	—	—	—
平成 14 年度以前	—	—	—	—	

注：平成 24 年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

年度末残高が大きくなっている年度がいくつかあるが、これは制度上の要因による。軽油引取税には、納期を最大2か月伸ばす徴収猶予制度があるが、この制度によると3月31日が休日になると、納期限が6月を超える。平成20年度、平成23年度、平成24年度はいずれもこのケースにあたったもので、6月早々には納付が済んでいる。



[発生額推移の分析]

年度によっては金額的重要性の高い未収債権が発生することがあるが、これは前述のとおり制度上のもので問題はない。対象となる業者が限られてくるので、每期継続的に発生するといった未収債権ではない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

軽油引取税に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

滞納初期での対応について

業種の特性から、業績が悪化し、資金繰りが悪くなり始めた段階でも、設備と在庫と売掛金は見込める。未収が発生しても、初動が的確ならば、回収にこぎつけられる可能性は高い税目と推測される。福井県税事務所の納税課は組織の中に初動班をおいており、体制としては合理的と判断している。ただ、石油業界をとりまく環境は、ここ 2~3 年大きな変化の中にあり、しばらくは各納税者の状況を特別の注意を以って見守るのが、所管課の方針としては望まれるであろう。

3-1-8 料理飲食等消費税

1. 未収金の概要

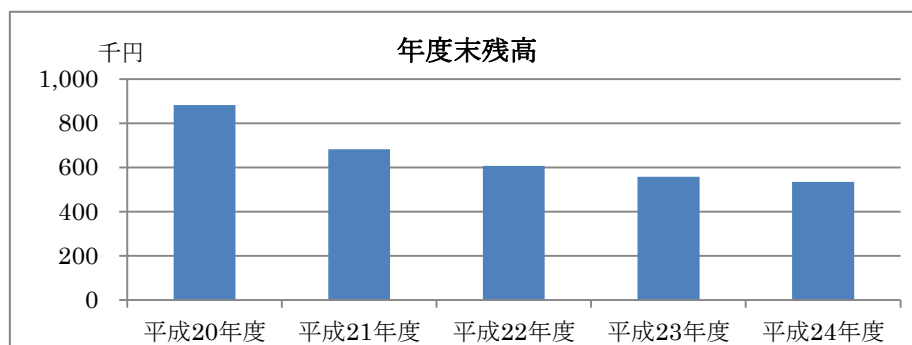
所管課名	税務課
目名	料理飲食等消費税
未収金の内容	福井県税事務所 10件 534千円 県計 10件 534千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。 【滞線のみ】 定期的に財産調査(年1~2回)⇒財産発見の都度、滞納処分(差押) 所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。
長期間回収困難な主な理由	・行方不明のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	882	682	607	557	534
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	882	862	607	557

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

定期的に財産調査を行い、滞納処分をしているため、未収債権残高は徐々に減少している。

[発生額推移の分析]

当該税目はすでに廃止されているので、新たな未収債権の発生はない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

料理飲食等消費税に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

課税の公平性と徴税コストについて

年間の回収額はそれほど多くない。こういった場合、所管課は課税の公平と徴税コストのバランスに留意しながら業務を進めなければならない。

3-1-9 特別地方消費税

1. 未収金の概要

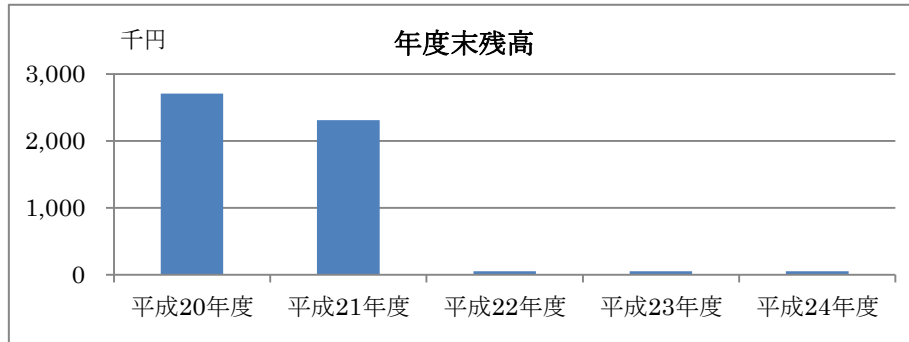
所管課名	税務課
目名	特別地方消費税（参考：H12.3.31 廃止）
未収金の内容	福井県税事務所 9件 52千円 県計 9件 52千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。 【滞線のみ】 定期的に財産調査(年1~2回)⇒財産発見の都度、滞納処分 所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。
長期間回収困難な主な理由	・行方不明のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	2,703	2,308	52	52	52
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	2,703	2,308	52	52

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成 22 年度に 2,255 千円の不納欠損処理を行った結果、残高は 52 千円のみとなった。

[発生額推移の分析]

当該税目はすでに廃止されているので、新たな未収債権の発生はない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

特別地方消費税に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

課税の公平性と徴税コストについて

料理飲食等消費税と同様に年間の回収額はほとんどないが、所管課としては課税の公平と徴税コストのバランスに留意しながら業務を進めなければならない。

3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理

外部監査では、県税未収金の管理状況を確認するため、福井県税事務所および嶺南振興局税務部（以下県税事務所等。）において関係書類（主に滞納整理票）の通査をおこなった。また、外部監査は、関係資料の通査の他、滞納整理票の保管状況、滞納整理票のたな卸、納税課の体制、システム変更の方針等についてもヒアリングを中心とした監査手続を実施した。監査結果と意見はつぎのとおり。

1. 関係書類の通査

県税事務所等が県税未収金の管理に使用しているのは、滞納整理票というA5サイズの紙製カードである。サイズ、記入欄等、以前使用されていた滞納処分票と比較してみると、非常に扱いやすく、工夫の跡が感じられるが、この滞納整理票は、現在、福井県税事務所にて約2万1千枚、嶺南振興局税務部に約4千枚、合わせて約2万5千枚が存在しており、外部監査はこれらの一部を抜き取り、監査手続を実施した。

[監査実施対象および結果]

往査先	抽出件数	監査結果
福井県税事務所	400件	カードを手で作成しているものが1件抽出された。
嶺南振興局税務部	67件	カードを手で作成しているものが1件抽出された。

注：滞納整理票はシステムにより出力されるものであるが、監査の結果システムにより出力されたものではないカードが2件抽出された。これは、破損または紛失した場合に、再度システムから出力することができないため、ワープロもしくは手書により作成したものである。

[外部監査の見解]（意見）

滞納整理票の上席者の確認について

滞納整理票には、交渉記録を記入する欄の横に係印と上席者印の欄があるが、記録の内容によっては、上席者は押印しない。たいした手間ではないので、動きがあったときは、必ず上席者が確認したという意味の押印をすることとした方がよいであろう。

また、滞納整理票のうち、30万円以上の高額滞納案件については上席者が担当者に対し定期的（2～3か月）にヒアリングを実施しているが、その他の案件に対しても定期的の上席者が記入状況をざっと閲覧する機会を作った方がよいであろう。そのときに上席者が留意すべきは、レベル感である。総論でも述べたように、債権者である福井県は行政機関であるので、民間企業のように「費用対効果の高いものには注力するが、費用対効果が低いものはほったらかし」ということはできない。もちろん、厳密な均一化など、現実離れし

たことは目指すべきではないが、「公平性を確保しつつ、できるだけ回収を目指し、かつ、コストをかけすぎない」ことを基本とすべきである。ただ、3つのことをバランスよく行うという業務を継続していくことは、なかなか難しい。担当者1人だけの注意力では無理と考えるべきである。そういった意味で、定期的な上席者による滞納整理票の確認は望ましい。ただし、これについては堅苦しい作業はしない方がよい。堅苦しくなく、サッと行い、簡単なアドバイスを送る。その方式で、回数を増やすことを意識するほうが、実が大きい。

2. 不納欠損処理について

①個人県民税の不納欠損処理について

個人県民税については、賦課徴収は市町が実施するため、県税事務所等が直接回収手続を実施することはできない。そのため、不納欠損処理についても各市町からの報告に基づき実施されている。

②個人県民税以外の不納欠損処理について

個人県民税以外の税目について、県では県税システムにより集計、出力された帳票を利用して不納欠損処理を実施している。その際、滞納整理票と県税システムの帳票を照合し、不納欠損処理すべきか否か判断している。

[監査結果]

県税事務所等の不納欠損処理について、適切な資料を基に対象となる債権を選別しており、不納欠損処理すべきものを適切に処理していた。

[外部監査の見解] (意見)

不納欠損処理について

県税事務所等では、5年以上経過した債権もしくは執行停止から3年を経過した債権について不納欠損処理している。これは、回収できないことが明らかな債権について、一定のルールをもって最終処理を実施しなければ、債権の数が増加し続けてしまい、多大な管理コストが発生するためである。そういう意味では、滞納発生初期段階で時間をかけて対応し、一定の期間が過ぎればあまり時間(=コスト)をかけずに回収していくという手法が合理的であり、県税事務所等では実際にそのように対応していた。このような県税事務所等の方針は他の課が実施している未収金の回収にも適用すべきである。

3. 滞納整理票の保管状況

滞納整理票は、福井県税事務所、嶺南振興局税務部、いずれもそれぞれが置かれている合同庁舎に保管されている。滞納整理票が収納されている場所は、すべて鍵付であり、各グループの長が業務終了後に施錠している。福井県税事務所、嶺南振興局税務部いずれも警備会社にセキュリティを委託しており（福井県税事務所の場合は、警備員も宿直する）、現在までのところ盗難等の被害を受けたことは一度もない。重要書類の保管状況としては、十分であると判断する。

[外部監査の見解]（意見）

滞納整理票の整理と管理について

滞納整理票は、地区ごと、50音順に整理した上で保管されているわけであるが、担当者が相互に確認できる場所に置かれており、利便性と同時に相互牽制の機会を確保している。ささいなことのように思えるかもしれないが、情報管理への意識が高くなければ、こうしたことにはならない。県税以外の部署でも応用可能な考え方である。

4. 滞納整理票の員数確認

滞納整理票はカード形式になっているので、実際の業務にあたっての利便性が高いが、紛失の危険性も当然ある。福井県税事務所、嶺南振興局税務部、いずれも任意の時期に滞納整理票のたな卸を行っているが、現実には滞納整理票の紛失はあり、その場合には、すみやかに滞納整理票は復元されている。

[外部監査の見解]（意見）

①滞納整理票のたな卸について

たな卸に際しては、予め作成された実施要領に基づいて行われ、員数違いや破損などの実数や不具合の要因をデータとして記録するのが通常である。物がなくなったり、破損したりすることは当然のこととして、その要因を分析し、改善につなげることこそ重要というのがその意図である。福井県税事務所および嶺南振興局税務部の滞納整理票に対するたな卸は、任意で行われている点で評価すべき（他の部署では重要書類でもたな卸は、ほとんどない）であるが、滞納整理票を復元するまでに止まり、たな卸結果のデータを収集・分析していないことは残念である。厳格に考える必要はないが、紛失や破損の実数とその傾向ぐらいは記録しておくのがよいであろう。

②県税システムについて

現在、滞納管理は滞納整理票の管理により実施されており、滞納者への連絡記録の詳細などは県税システムへは入力されていない。そのため、滞納整理票が何らかの原因で破損

または紛失した場合、それまでの交渉記録などの重要な情報が失われる結果となる。県税システムで交渉記録などを管理すればよいわけであるが、滞納整理票との 2 重管理とするのか、若しくは滞納整理票をなくすのかという選択を迫られる。滞納整理票については、滞納者へのスピーディな対応を可能としており、これをなくすことは選択しにくいであろう。また、システム化により情報共有化が図れるというメリットはあるものの、セキュリティ面で情報流出のリスクが増大するというデメリットもある。

外部監査としては、当初は滞納整理票を残しながら県税システムでも交渉記録等の重要な情報を管理し、将来は完全にシステムによる管理へ移行すべきであると考えている。

5. 納税課の体制

県税事務所等の納税部門としては、以前は、福井、坂井、大野、南越、若狭、二州の 6 つがあったが、平成 20 年度の組織統合により、福井県税事務所および嶺南振興局税務部の 2 カ所となった。福井県税事務所には、そういった問題はないが、嶺南振興局税務部は、担当区域の地理的な中心部である小浜に拠点を置いた結果、債権額が相対的に大きい敦賀市と距離的に離れてしまった。外部監査がヒアリングにより影響を確認したところ、敦賀市へ債権回収に向かう際には、いくつかの業務を組み合わせることにより動きの無駄をなくす工夫をしており、影響はないとのことであった。

また、福井県税事務所納税課の各グループは基本的に担当地域ごとになっているが、それらとは別に、大口先を管理するグループと初動グループが設けられている。一方、嶺南振興局税務部については、担当職員は地域別に配置されている。

[外部監査の見解] (意見)

滞納への対応について

地域別を基本として、大口班と初動班を別に置くという福井県税事務所の現体制は、外部監査の考えと全く一致している。債権の性質を考慮した場合、最も合理的な体制と考えられる。嶺南振興局税務部の方は、規模の問題でそういう体制はとれないわけであるが、「大口」と「初動」については、常にこれらを意識した動きを心掛けるべきであろう。

3-2 分担金および負担金

3-2-1 児童福祉負担金（子ども家庭課）

1. 未収金の概要

所管課名	子ども家庭課
目名	児童福祉負担金
未収金の内容	児童福祉法第 56 条負担金 89 先 17,529 千円 (内訳) 子ども家庭課 4 件 283 千円 総合福祉相談所 1,234 件 9,473 千円 敦賀児童相談所 680 件 7,772 千円
回収手続の概要 と今後の回収方 針	所管課および出先機関の担当により、督促状の発送、電話や訪問による督促を実施しており、分納誓約書の提出等による時効延長を図っていた。 所管課では、一括徴収が困難である場合が多いため、できる限り分納を勧めており、今後も同様の方法により回収していく方針である。
長期間回収困難 な主な理由	生活困窮による資金不足のため。 納入義務者が行方不明等となり、督促ができなかったため。

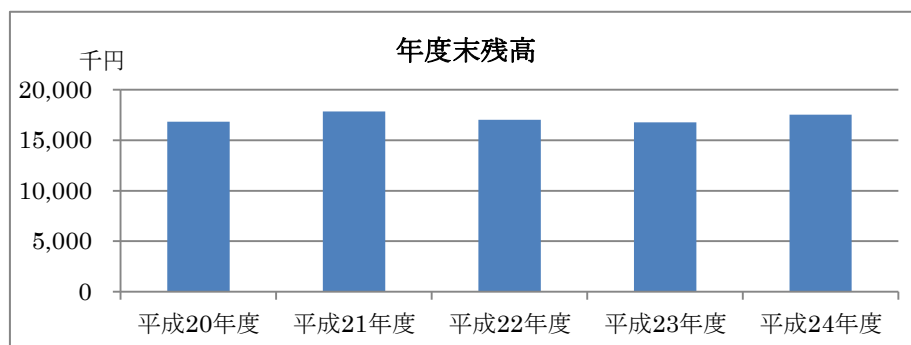
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	16,825	17,865	17,015	16,761	17,529
発生 年度 内 訳	平成 24 年度				2,917
	平成 23 年度			2,217	1,998
	平成 22 年度			2,234	1,936
	平成 21 年度		4,358	4,010	3,820
	平成 20 年度	5,478	5,122	4,656	4,417
	平成 19 年度	3,393	2,926	2,566	2,444
	平成 18 年度	1,962	1,673	1,572	942
	平成 17 年度	2,830	2,313	1,510	624
	平成 16 年度	1,071	1,026	353	253
	平成 15 年度	802	205	35	29
平成 14 年度以前	1,286	238	76	76	

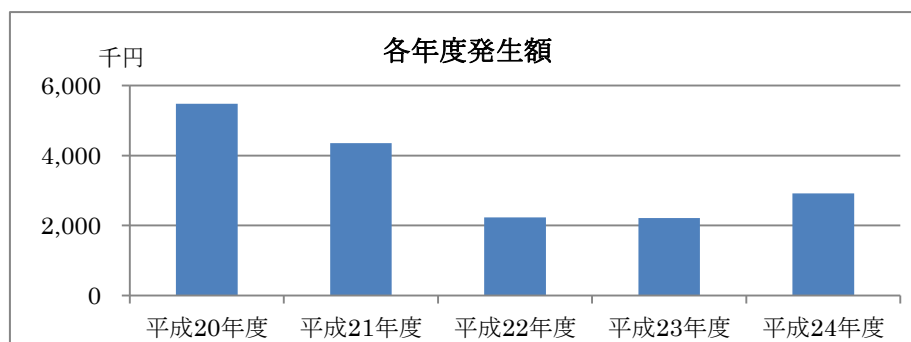
注 1：平成 24 年度末の不納欠損額は、1,405 千円である。

注 2：平成 24 年度末において 9,487 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

子ども家庭課児童福祉負担金の未収金残高は、最近 5 年間で大きく変化してはいない。当該負担金は、児童福祉法第 56 条に基づき、総合福祉相談所もしくは敦賀児童相談所が対象となる児童を措置した場合に発生するものであり、残高推移からは、最近 5 年間で、なんらかの異常事態は発生していないと判断できる。



[発生額推移の分析]

各年度に発生する未収金の残高は、平成 20 年度と平成 21 年度が高かったものの、平成 22 年度と平成 23 年度が落ちている。この要因もはっきりしたものが見当たらない。強いて言えば、平成 20 年度、平成 21 年度は経済が急に冷え込んだタイミングと一致しており、平成 22 年度、平成 23 年度は、長引く不況により、そもそも負担金が発生しないケースが増加していることが考えられる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、子ども家庭課児童福祉負担金に係る未収金について、所管課に管理状況

をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、子ども家庭課児童福祉負担金に係る未収金の不納欠損処理について、平成24年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

所管課の特性と債権管理業務について

当該債権については、「措置に対し、保護者(=債務者)が、必ずしも納得していない」という他の債権に見られないようなケースもあり、債権回収には、単純に「生活困窮」だけでない特殊な困難性が認められる。外部監査としては、こういった手間のかかる債権管理業務の総合福祉相談所や敦賀児童相談所本来の業務への影響の方を懸念している。総合福祉相談所や敦賀児童相談所の限られた人的パワーは、保護すべき対象に向けられるものであって、これだけ手間のかかる債権管理業務を抱えながらの業務ということになれば、延滞の発生状況によっては本来業務もしくは本来業務・債権管理業務両方への影響は避けられない可能性が高い。外部監査としては、こういった債権については、どこかのタイミングをもって、債権管理セクションへ管理を移譲することを基本とすることがよいのではないかと考えている。

3-2-2 児童福祉負担金（障害福祉課）

1. 未収金の概要

所管課名	障害福祉課
目名	児童福祉負担金(障害児施設等措置費負担金)
未収金の内容	児童福祉負担金未納分 8先 1,749千円 (内訳) ・総合福祉相談所 6先 1,147千円 ・敦賀児童相談所 2先 601千円
回収手続の概要と今後の回収方針	所管課および出先機関の担当により、督促状の発送、電話や訪問による督促を実施しており、分納誓約書の提出等による時効延長を図っていた。 所管課では、一括徴収が困難である場合が多いため、できる限り分納を勧めており、今後も同様の方法により回収していく方針である。
長期間回収困難な主な理由	生活困窮による資金不足のため。 家庭内での感情的な問題。

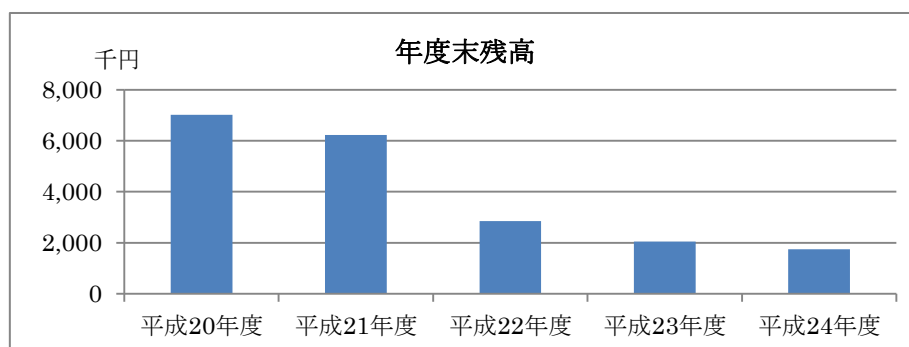
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	7,009	6,223	2,849	2,047	1,749
発生年度内訳	平成24年度				323
	平成23年度			329	321
	平成22年度			201	201
	平成21年度		215	215	215
	平成20年度	208	208	208	138
	平成19年度	189	175	175	73
	平成18年度	1,121	1,023	950	473
	平成17年度	755	735	484	197
	平成16年度	412	335	204	204
	平成15年度	573	177	78	78
平成14年度以前	3,749	3,352	329	134	

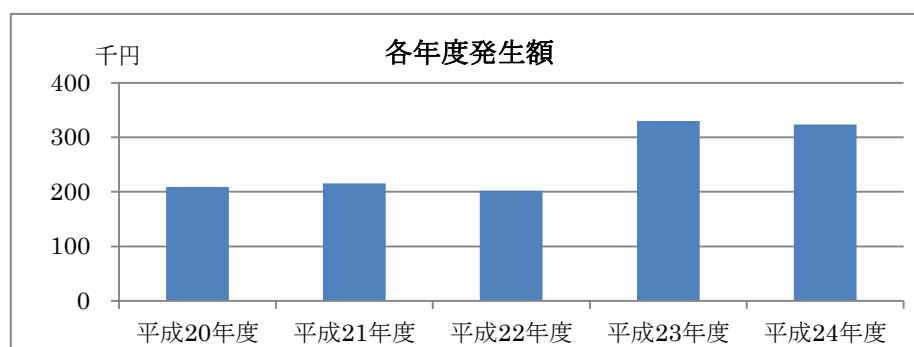
注1：平成24年度において不納欠損額は発生していない。

注2：平成24年度末において615千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

当該負担金は、児童福祉負担金でも障害をもった方の措置に関連するものである。未収金残高は、前述した子ども家庭課児童福祉負担金の未収金と異なり、大きく減少している。これは、長引く不況により、そもそも負担金が発生しないケースが増加（負担金免除対象者が増加）していることが考えられるが、平成22年度に債権整理を行い、時効が成立したものについて不納欠損処理を行ったことも要因である。



[発生額推移の分析]

各年度に発生する未収金の残高は、最近5年間は低い水準で推移している。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、障害福祉課児童福祉負担金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

障害福祉課児童福祉負担金に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

不納欠損処理について

所管課は平成 22 年度において債権整理を行い平成 14 年度以前に発生している未収金のうち、時効が成立している 2,886 千円について不納欠損処理を行っている。「公金であり、なるべく不納欠損処理はすべきでない」という考えは理解できるが、絶対に回収できないような債権まで延々と管理すべきではない。当該所管課が行っているように、分納誓約書の提出等、具体的な時効延長のための努力は当然すべきと考えるが、こういった方策を行ってなお、時効が成立する債権については、規定通りに不納欠損とすべきである。

3-2-3 未熟児医療負担金

1. 未収金の概要

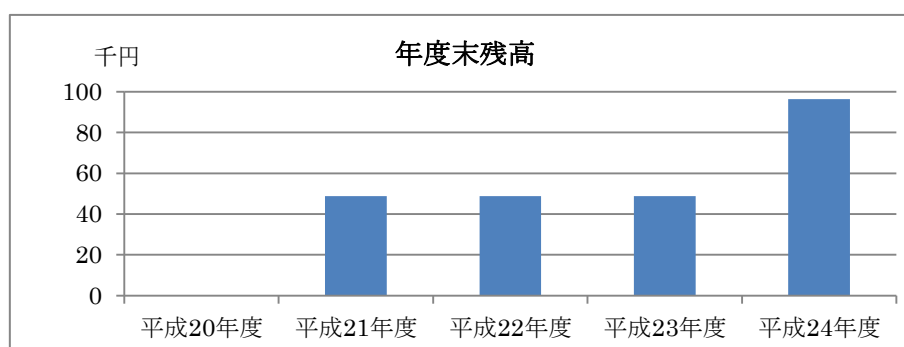
所管課名	健康増進課
目名	未熟児養育医療負担金
未収金の内容	未熟児養育医療負担金 2先 96千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	所管課担当により、電話、臨戸訪問、通知による督促を実施していた。 なお、平成24年度に発生した47千円については監査実施時において回収済みとなっていた。 所管課では今後も同様の手続により回収していく方針である。
長期間回収困難 な主な理由	生活困窮による資金不足のため。

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	48	48	48	96
発生年度内訳	平成24年度				47
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		48	48	48
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

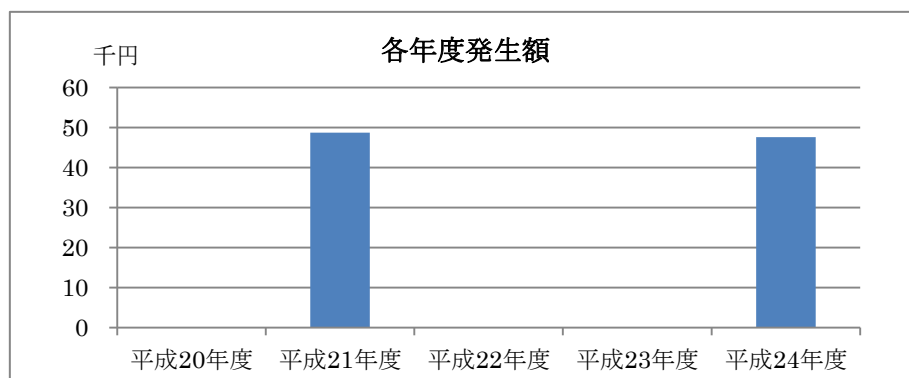
注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成24年度末の未収金残高は、平成21年度に発生した1件(48千円)と平成24年度

に発生した 1 件（47 千円）の合計 2 件のみであるが、平成 24 年度に発生した債権については平成 25 年 6 月に回収済みである。



[発生額推移の分析]

制度上、未収となりにくい債権であり、発生はほとんどない。平成 25 年度からは市町へ移管されており、市町からの支払と直接相殺されることとなったため、今後未収金が発生することはない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、未熟児養育医療負担金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

未熟児養育医療負担金に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いについて

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いに際しては、公平性を念頭におきつつも、費用対効果を考慮した対応が必要である。

3-3 使用料および手数料

3-3-1 県営住宅使用料

1. 未収金の概要

所管課名	建築住宅課												
目名	県営住宅使用料												
未収金の内容	<table> <tr> <td>県営住宅使用料</td> <td>280 先</td> <td>206,055 千円</td> </tr> <tr> <td>県営住宅敷地使用料</td> <td>1 先</td> <td>166 千円</td> </tr> <tr> <td>県営住宅駐車場使用料</td> <td>57 先</td> <td>335 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>338 先</td> <td>206,556 千円</td> </tr> </table>	県営住宅使用料	280 先	206,055 千円	県営住宅敷地使用料	1 先	166 千円	県営住宅駐車場使用料	57 先	335 千円	合計	338 先	206,556 千円
県営住宅使用料	280 先	206,055 千円											
県営住宅敷地使用料	1 先	166 千円											
県営住宅駐車場使用料	57 先	335 千円											
合計	338 先	206,556 千円											
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では滞納者について、所管課内で定めた家賃滞納整理フローに基づき回収手続を実施していた。</p> <p>なお過去における主な回収手続の変遷は下記のとおりであった。</p> <p>平成 22 年度：納付指導員(嘱託で雇用)による電話、文書による督促を開始。</p> <p>平成 23 年度：滞納者に対する駐車場使用許可申請、模様替え申請を却下するように取り扱いを変更。</p> <p>平成 24 年度：滞納者(分納者含む)の連帯保証人に対する毎月の滞納額の通知を開始するとともに、退去滞納者の徴収事務を弁護士法人に委託。</p> <p>所管課では、今後も同様の回収手続により回収していく方針であるが、さらに悪質滞納者への退去指導の推進により、発生額を減少させる方針である。</p>												
長期間回収困難な主な理由	そもそも、公営住宅には生活困窮者が多く入居しており、資金不足のため												

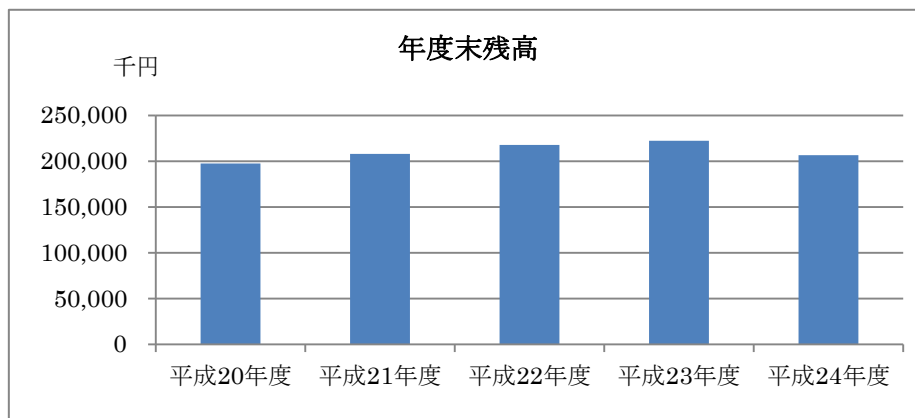
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	197,282	207,867	217,841	222,298	206,556
発生年度内訳	平成 24 年度				6,875
	平成 23 年度			14,755	10,033
	平成 22 年度			21,719	16,638
	平成 21 年度		23,780	19,144	17,657
	平成 20 年度	24,435	17,461	15,352	14,685
	平成 19 年度	12,885	11,630	10,843	10,273
	平成 18 年度	11,684	11,320	11,048	10,846
	平成 17 年度	15,645	14,730	13,440	13,179
	平成 16 年度	17,404	17,073	16,579	16,497
	平成 15 年度	18,367	17,917	17,508	17,260
平成 14 年度以前	96,859	93,952	92,204	90,503	

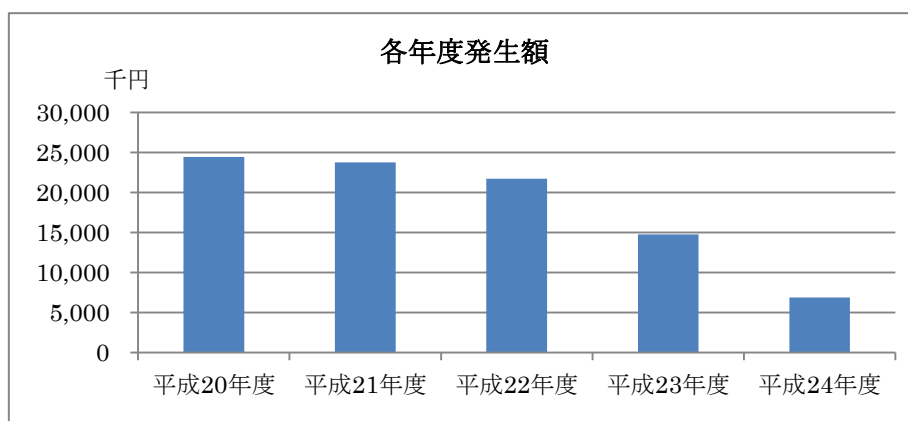
注 1：平成 24 年度の不納欠損額は、1,893 千円である。

注 2：平成 24 年度末において 9,684 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

県営住宅使用料の未収残高は、平成 23 年度までは每期増加を続けていた。未収金の残高の推移状況を見ると、前年度比で平成 21 年度と平成 22 年度に約 1 千万円、平成 23 年度に約 5 百万円増加している。これに対し、平成 24 年度は前年度に比べ約 1 千 6 百万円の減少を実現している。これは、次に示すように、毎年度の未収発生額を抑えることができたことと関連性が高いが、外部監査としては、「平成 23 年度に未収金の増加を抑制できたこと」と「平成 24 年度に未収金を減少させたこと」につき、その間に行われたいくつかの方策との関連性を重大視している。



[発生額推移の分析]

上記のように毎期の未収金発生額は、平成 22 年度までほぼ一定であったが、平成 23 年度から減少し、平成 24 年度は平成 20 年度比で 28%にまで下がっている。結果として、これが未収金の残高自体を減少させた要因と見られるが、外部監査としては、所管課が平成 23 年度から平成 24 年度にかけておこなったいくつかの方策が結果を出していると考えて

いる。特に、連帯保証人に対する毎月の通知と悪質滞納者に対する退去の指導が、毎期の未収金発生額を大きく減少させたと推測している。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、県営住宅使用料に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。また、弁護士法人に徴収を依頼している債権については、当該法人から提出された報告書を閲覧した。報告書に対する外部監査人の見解は後述のとおりである。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、県営住宅使用料に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

①所管課の滞納対策について

上記に示したとおり、県営住宅使用料の未収金残高は平成 23 年度以降、抑制される傾向となったが、その要因は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて実施された所管課の対策にあると考えるのが妥当であろう。特に、平成 24 年度に実施された「家賃を滞納している債務者の連帯保証人への滞納額の通知を、従来年 1 回だったものを、毎月通知することにした」と「悪質な家賃滞納者に対しては退去の指導を行うこととした」ことは効果性が高かったと考えられる。

これらの滞納対策については、未収金残高がここまで大きくなる以前にやるべきでなかったのかという点は、外部監査として指摘するが、行政機関としての弱者重視の視点も理解はすべきであろう。前者はともかく、後者のような対応は、県営住宅の存在意義が「他にどこも行くところがない人の受け入れ」と考えれば、かなり厳しめである。債権者である福井県は行政機関であるので、そういった弱者重視の思いは底辺にはあってしかるべきとは思いますが、他の住民との公平性を確保することや滞納者に準規性を求める意識もまた県民が期待するものである。実際に、退去の指導を実施した滞納者は、収入状況から住宅使用料の支払いが可能であるにもかかわらず、他の支出を優先させ滞納しているなど、弱者重視よりも公平性を優先させるべき滞納者であった。

外部監査としては、所管課の現在の方向性を支持するし、他の部署の債権管理でも県営住宅使用料と同様に、ケースによっては公平性や準規性を重視し、厳しい対応を実施する

べきであると考えている。

②退去滞納者の徴収事務委託について

平成 24 年度より、退去滞納者の徴収事務を弁護士法人に委託している。これも、平成 24 年度に未収金残高を減少させた滞納対策の一つである。外部監査は、監査手続として、当該法人の作成した報告書を閲覧したが、詳細な交渉記録の記載からは、金額の多寡にかかわらず丁寧な対応が見受けられる。感情的な行き違いがある債務者としては、福井県の職員が対応するよりも、冷静になれるかもしれない。報告書は、詳細だがまとまっており、「手慣れた感じ」がし、非常にわかりやすい。

当該手法については、コストなど、今後所管課として分析しなければならないことは多いが、回収率もコストも所管課が自ら作業を行う場合よりも有利と推測される。なによりも、所管課がこういった業務に忙殺されないのがよい。回収額の一部は委託先の報酬となるわけであるが、行政機関としては回収額自体よりも「負担の公平性」に重きを置くべきであろう。外部監査としては、このような回収業務の外部委託に大いに賛成である。回収業務の外部委託の際の、所管課の課題は、福井県が行うべき債権回収業務を委託するに足る優良な弁護士法人をいかに選ぶかという側面になるが、県営住宅使用料については成功しているといつてよい。

3-3-2 河川海岸使用料

1. 未収金の概要

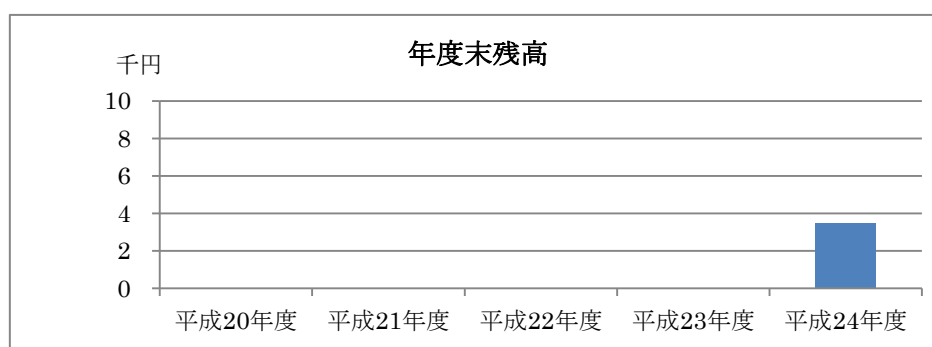
所管課名	河川課
目名	河川海岸使用料
未収金の内容	河川占用料 1先 3千円
回収手続の概要と今後の回収方針	もともと相手先の法的破綻により滞納となったもの。滞納者は1先ですでに破産手続中であり、破産管財人への債権金額の届け出を実施していた。今後は破産確定等法的処理が完了後、不納欠損処理を実施する方針である。
長期間回収困難な主な理由	平成24年度発生分のみであり、該当なし。

[期末残高推移]

(単位：千円)

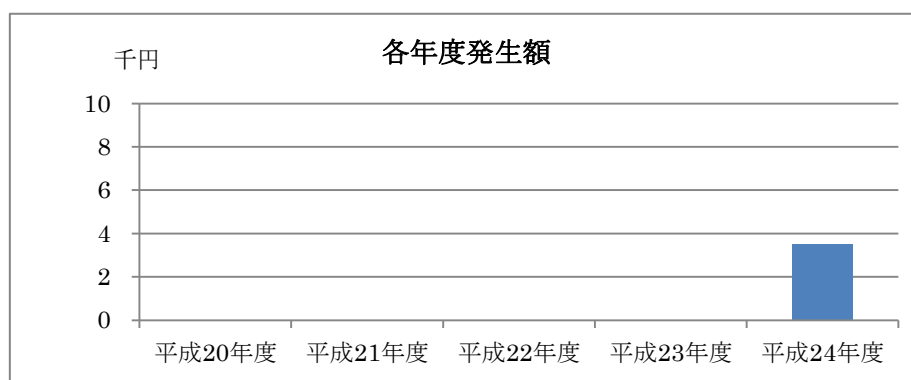
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	—	—	3
発生年度内訳	平成24年度				3
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成24年度末の残高は、平成24年度に発生した1件分である。



[発生額推移の分析]

平成 24 年度における未収金の発生は債務者の破産によるものである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、河川使用料に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

河川使用料に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いについて

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いに際しては、公平性を念頭におきつつも、費用対効果を考慮した対応が必要である。

3-3-3 港湾使用料

1. 未収金の概要

所管課名	港湾空港課
目名	土木使用料
未収金の内容	若狭ヘリポート空港土地使用料 1先 691千円
回収手続の概要と今後の回収方針	平成19年の滞納発生以降、相手方営業所へ訪問、督促状の送付、代表取締役と面談を実施し、その後も当該代表取締役に電話で納付交渉を実施していた。 今後も相手方の実態調査を進めていく方針であるが現在は前述の代表者とは連絡が取れない状況とのことである。
長期間回収困難な主な理由	債務者である法人はすでに営業を実施しておらず事実上の解散状態にあり、代表者も所在不明となっているため。

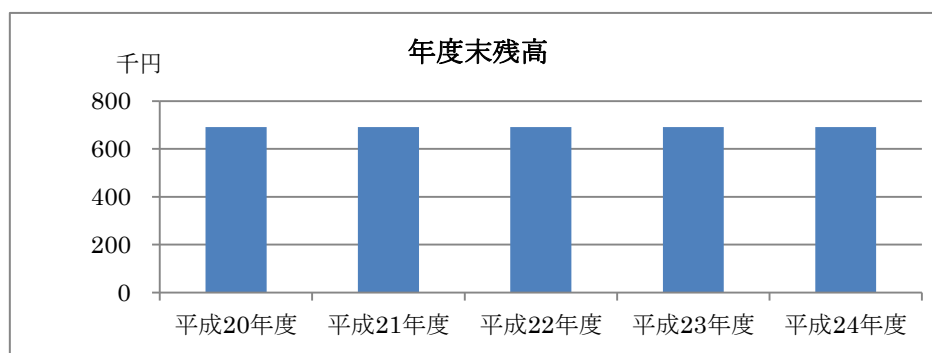
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	691	691	691	691	691	
発生年度内訳	平成24年度				—	
	平成23年度			—	—	
	平成22年度			—	—	
	平成21年度		—	—	—	
	平成20年度	345	345	345	345	345
	平成19年度	345	345	345	345	345
	平成18年度	—	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
平成14年度以前	—	—	—	—	—	

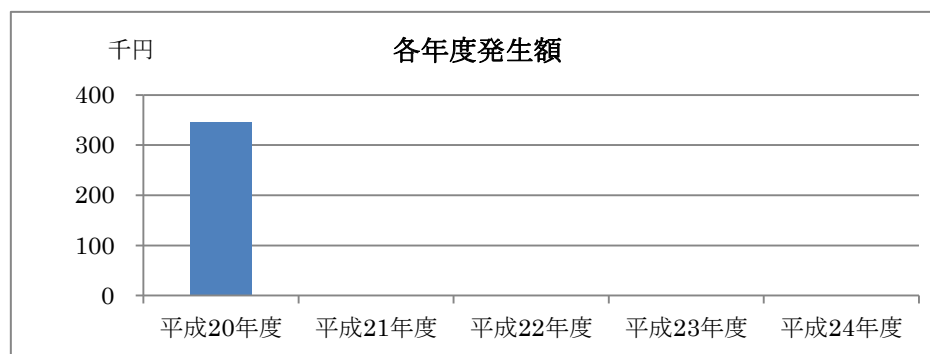
注1：平成24年度において不納欠損額は発生していない。

注2：平成24年度末において691千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

平成 24 年度における未収金残高は、平成 19 年度と平成 20 年度に発生したものである。その後 5 年間は回収実績がないため、残高は変わっていない。



[発生額推移の分析]

福井県は、平成 21 年度以降、当該法人に対し、土地の使用許可を行っていない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、若狭へりポート土地使用料に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

若狭へりポート土地使用料に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

①債権管理の迅速性

福井県は、平成 19 年度分の使用料が回収できなかった翌年度の平成 20 年 4 月に大阪営業所へ出向しているが、少し遅かったと認識する。当該法人が福井県の土地の上に所有する建物（格納庫）は、若狭へりポートの事務所のすぐ横にあり、当該法人の営業の様子はよくわかったはずである。回収不能のリスクは予見できたはずであり、平成 19 年度中にアクションを起こしてもよかったのではないかと考えられる。平成 19 年度中に対応手続を実施し、平成 20 年度の使用許可を実施しなければ、未収金は 1 年分のみの発生と考えられる。

ただし、担当部署にとって、こういった債権回収業務が非常にまれな業務であったことは、留意すべきである。業務に慣れている場合と慣れていない場合では、事態の予見や迅速な行動に差が出るのは当然である。仮に、債権管理に特化したセクションがあれば、そことの連携により、迅速な対応ができたかもしれない。

②格納庫遊休状態の解消について

外部監査としては、ほぼ回収が不可能とみられる債権よりも、ヘリポートの格納庫が遊休状態となっていることの方を問題視している。若狭ヘリポートは、通常時の民間利用こそ少ないが、災害時の拠点であることを考えれば、福井県全体にとって重要な施設といえる。当該物件は固定資産税の滞納により、小浜市によって差し押さえられているが、小浜市と協議し、早期に競売を行うなどして、現在の状況を解消すべきである。

3-3-4 児童福祉使用料

1. 未収金の概要

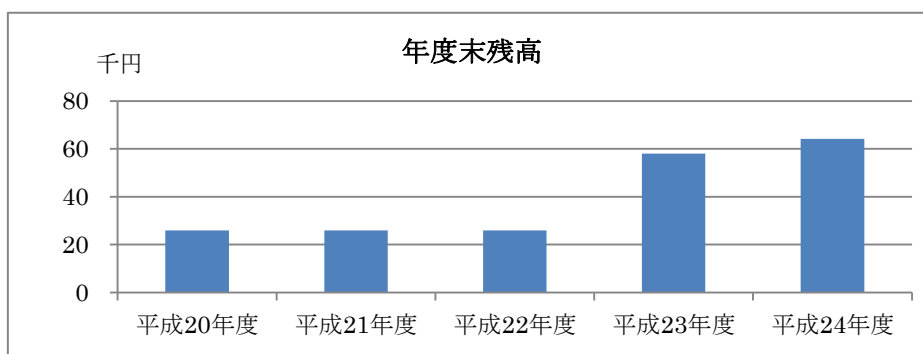
所管課名	障害福祉課
目名	児童福祉使用料
未収金の内容	子ども療育センター使用料 22先 64千円 (内訳) 短期入所利用料 6先 25千円 入所利用料 7先 26千円 つくし通所利用料 5先 2千円 オアシス利用料 1先 3千円 医療費 3先 6千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	所管課では、文書、電話、訪問等による督促を実施していた。今後も同様の方法により回収を図っていく方針である。
長期間回収困難な主な理由	生活困窮による資金不足のため

[期末残高推移]

(単位：千円)

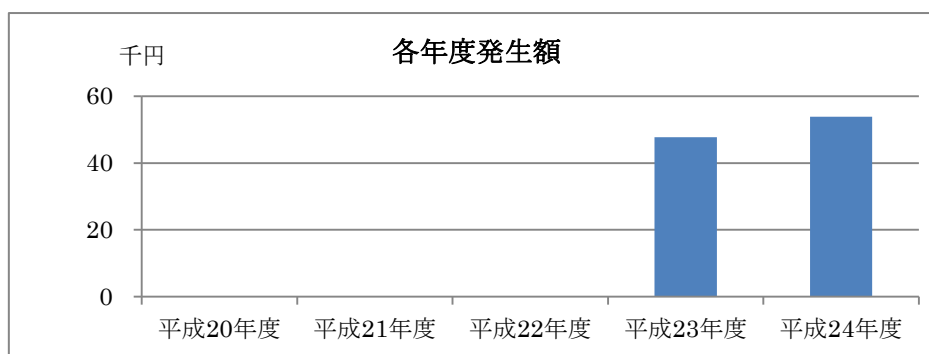
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	25	25	25	58	64
発生年度内訳	平成24年度				53
	平成23年度			47	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	25	25	25	10
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない



[残高推移の分析]

平成 24 年度における未収金残高は、平成 24 年度に発生した 53 千円と平成 19 年度発生分の 10 千円のみである。



[発生額推移の分析]

平成 21 年度、平成 22 年度と未収金の発生はなかったが、平成 23 年度および平成 24 年度には発生した。平成 23 年度分については、翌年度に回収されている。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、こども療育センターに係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

こども療育センター使用料に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いについて

金額的重要性が小さく、発生頻度が低い債権の取り扱いに際しては、公平性を念頭におきつつも、費用対効果を考慮した対応が必要である。

3-3-5 教育使用料

1. 未収金の概要

所管課名	教育振興課
目名	教育使用料
未収金の内容	県立高等学校授業料 10先 601千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>授業料の未納については、平成17年度から発生し、高等学校授業料が無償化される前の平成21年度までは増加していた。回収を担当する各学校では保護者に対し、電話や文書、家庭訪問による説明や督促を実施するとともに、奨学金などの周知を実施していた。</p> <p>所管課では今後も引き続き学校の事務長を中心に、電話や文書、家庭訪問による督促を継続していく方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	<p>債務者である保護者の生活困窮による資金不足のため。</p> <p>生徒の退学又は卒業により、債務者との連絡が困難となっているため。</p>

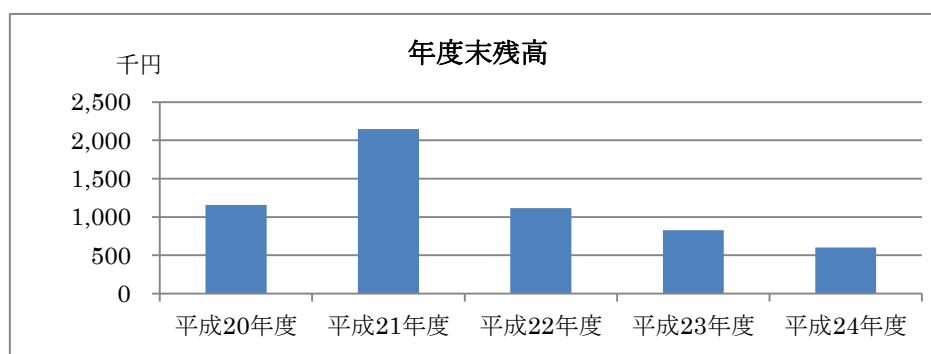
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	1,155	2,148	1,116	828	601	
発生年度内訳	平成24年度					
	平成23年度					
	平成22年度					
	平成21年度		1,616	766	541	541
	平成20年度	920	297	138	118	59
	平成19年度	167	167	144	129	—
	平成18年度	67	67	67	39	—
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
平成14年度以前	—	—	—	—	—	

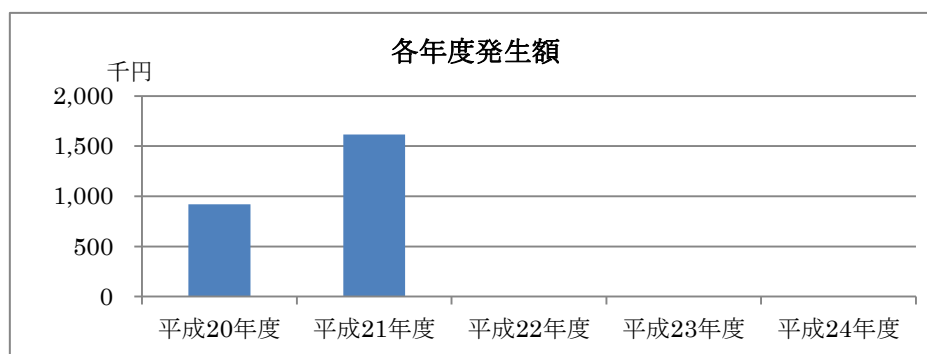
注1：平成24年度の不納欠損額は、153千円である。

注2：平成24年度末において601千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

未収金の残高は、平成 21 年度まで増加し、平成 22 年度より減少に転じている。これは、平成 22 年度より、高校授業料無償化が実施された結果、高校使用料（すなわち授業料）の発生がなくなったからである。



[発生額推移の分析]

上述のように、高校授業料の未納は、平成 21 年度まで年々増加傾向にあった。特に平成 21 年度には急激な伸びを見せていたので、高校授業料無償化が実施されていなければ、平成 22 年度以降も多額の未収金が発生していたと推測される。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、高等学校授業料に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、高等学校授業料に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

債権管理部署について

県立高等学校授業料の回収について、債務者への連絡は現場の方がとりやすいため、学校単位での対応となっている。連絡等は事務長が主体となって実施しているが、生徒の卒業や事情を知っている担当の先生が転勤してしまうと、現場で回収業務を実施するメリットは少なくなる。総論で述べたとおり、外部監査としては、こういった債権については、どこかのタイミングをもって、債権管理セクションへ管理を移譲することを基本とすることがよいのではないかと考えている。

3-4 財産収入

3-4-1 動物売払い料

1. 未収金の概要

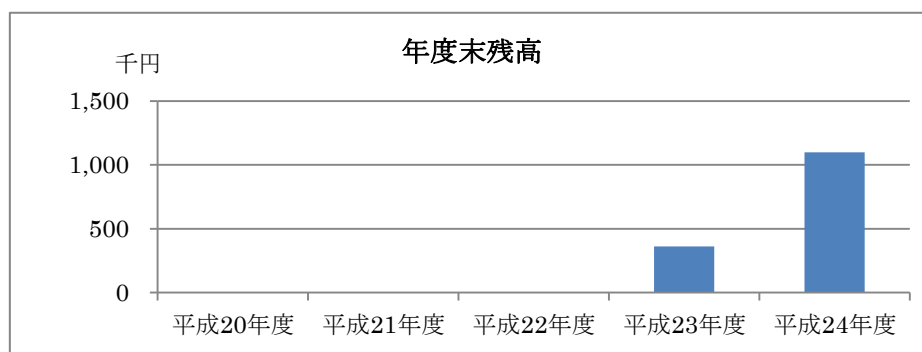
所管課名	園芸畜産課
目名	物品売払収入
未収金の内容	動物売払い代金 1先 1,097千円 なお、外部監査実施時においては納付済であった。
回収手続の概要 と今後の回収方針	債務者は回収を担当する畜産試験場が継続的に関与している畜産農家であるため、畜産試験場が電話や面談により納期限を守るように指導を実施するとともに、納期限を超えた債権については電話、文書、面談により督促を実施していた。 納期限を過ぎてはいるものの、毎年6月には遅れて入金されており、今後も同様の方法にて回収を図る方針であるが、そもそも畜産農家が支払資金に困らないよう、畜産農家への指導力強化を図る方針である。
長期間回収困難な主な理由	債務者の資金繰り悪化による資金不足。

[期末残高推移]

(単位：千円)

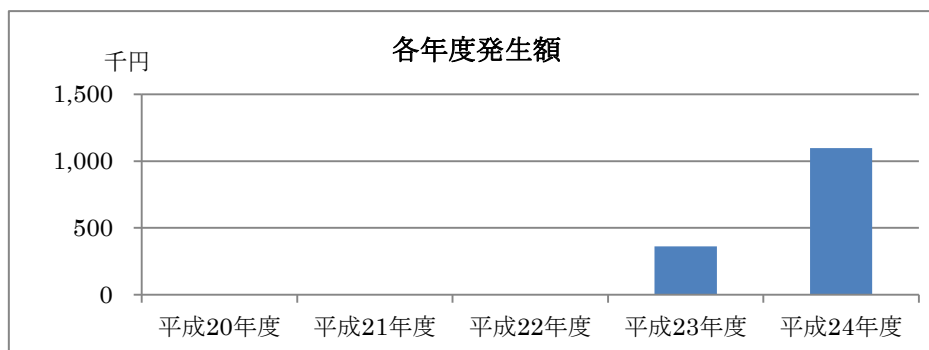
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	—	361	1,097
発生年度内訳	平成24年度				1,097
	平成23年度			361	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成23年度に発生した未収金については、平成24年6月に、平成24年度に発生した未収金については平成25年度6月に、それぞれ回収されているため、翌年度の6月時点では残高0である。それだけを見ると重大な問題とは見えないが、平成22年度までは、残高が発生していないことには留意が必要である。未収金発生は、円安等による飼料代の高騰による畜産農家の資金繰り悪化を要因とするものであり、飼料代高騰状況が改善傾向とならない限り、未収金発生リスクは常にある。



[発生額推移の分析]

平成24年度の未収金発生額は、平成23年度よりも増加している。畜産農家の資金繰り悪化が飼料代高騰を要因としている以上、今後も未収金の発生に留意が必要である。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、動物売払い代金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていた（監査手続実施時点では全額回収済み）と判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

動物売払い代金に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解]（意見）

未収金発生が示す本質的な問題について

所管課にとって、動物売払い先となるのは、よく知った畜産農家である。債務者の状況をよく知っているという点は、債権管理上、良い面が多いことは間違いないが、いつでも経営状態を知り得るという状況が、逆に油断となって、債権回収不能に陥るということは民間では珍しいことではないので、その点は留意すべきである。

ただし、当該案件については、債権管理そのものよりも、飼料代の高騰など、畜産業をめぐる問題が、未収金の発生という具体的な会計事実となって表れてきたことに注目すべきである。先に述べたように、平成 23 年度、平成 24 年度の未収金は、翌年度に入ってすぐに回収されているため、未収債権としては重大なものではないが、その発生が意味するところは、畜産業全体の問題である。所管課は、当該未収金の発生を重大視すべきである。

3-5 諸収入

3-5-1 不申告加算金、過少申告加算金、重加算金

1. 未収金の概要

所管課名	税務課												
目名	不申告加算金、過少申告加算金、重加算金												
未収金の内容	<table> <tr> <td>不申告加算金</td> <td>62 件</td> <td>443 千円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>6 件</td> <td>99 千円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>57 件</td> <td>10,598 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>11,141 千円</td> </tr> </table>	不申告加算金	62 件	443 千円	過少申告加算金	6 件	99 千円	重加算金	57 件	10,598 千円	合計		11,141 千円
不申告加算金	62 件	443 千円											
過少申告加算金	6 件	99 千円											
重加算金	57 件	10,598 千円											
合計		11,141 千円											
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>回収手続の概要は以下のとおりとなっており、一部の回収困難案件については納税推進室が実施していた。</p> <p>【現年度】 督促状発付(原則として納期限後 20 日以内)⇒催告書発付(督促状発付月の翌月)⇒差押予告書発付⇒滞納処分(差押)</p> <p>【滞線分】 臨場調査、呼出(6月) ⇒ 財産調査 ⇒ 滞納処分(7月以降)</p> <p>所管課では今後も回収困難な県税回収を専門に扱う納税推進室を活用して回収を実施していく方針である。</p>												
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業績悪化による納税資金不足のため ・倒産のため ・滞納処分可能な財産が発見できないため 												

税務課の延滞金加算金及び過料としては①不申告加算金、②過少申告加算金、③重加算金があり、それぞれの最近5年間残高推移は次のようになっている。

①不申告加算金

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	1,140	1,104	483	1,186	443
発生年度内訳	平成 24 年度				213
	平成 23 年度			952	
	平成 22 年度			154	
	平成 21 年度		479		
	平成 20 年度	113			
	平成 19 年度	1,027	624	329	233
	平成 18 年度				
	平成 17 年度				
	平成 16 年度				
	平成 15 年度				
平成 14 年度以前					229

注1：平成24年度の不納欠損額は、44千円である。

注2：平成24年度末において203千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。

②過少申告加算金

[期末残高推移]

(単位：千円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高		12	120	99	99	99
発生年度内訳	平成 24 年度					—
	平成 23 年度				—	—
	平成 22 年度			—	—	—
	平成 21 年度		108	99	99	99
	平成 20 年度	12	12			
	平成 19 年度	—	—	—	—	—
	平成 18 年度	—	—	—	—	—
	平成 17 年度	—	—	—	—	—
	平成 16 年度	—	—	—	—	—
	平成 15 年度	—	—	—	—	—
平成 14 年度以前	—	—	—	—	—	

注 1：平成 24 年度において不納欠損額は発生していない。

注 2：平成 24 年度末において 99 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。

③重加算金

[期末残高推移]

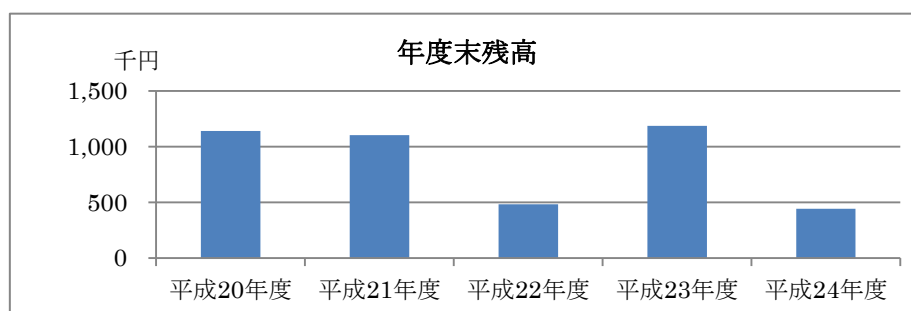
(単位：千円)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高		6,652	12,604	12,959	11,245	10,598
発生年度内訳	平成 24 年度					570
	平成 23 年度				268	
	平成 22 年度			511		
	平成 21 年度		9,779			
	平成 20 年度	2,226				
	平成 19 年度	4,425	2,824	12,448	10,976	10,028
	平成 18 年度					
	平成 17 年度					
	平成 16 年度					
	平成 15 年度					
平成 14 年度以前						

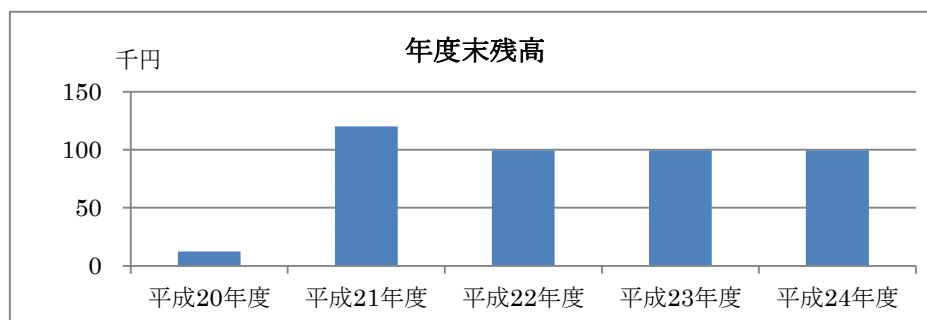
注 1：平成 24 年度の不納欠損額は、967 千円である。

注 2：平成 24 年度末において 7,822 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。

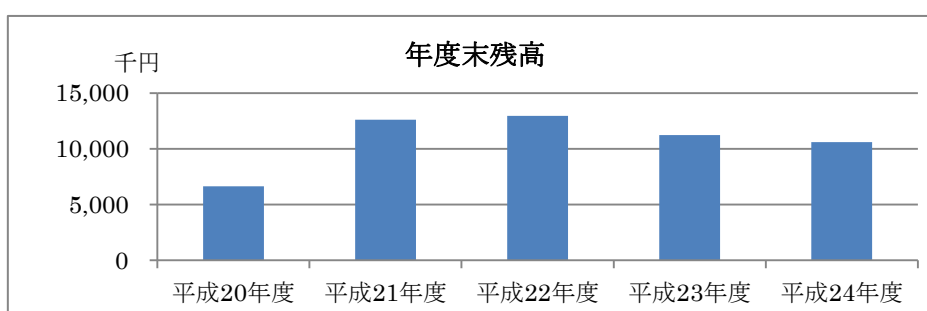
①不申告加算金



②過少申告加算金



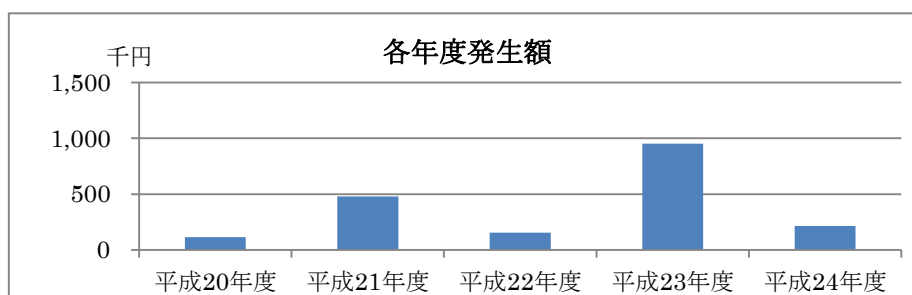
③重加算金



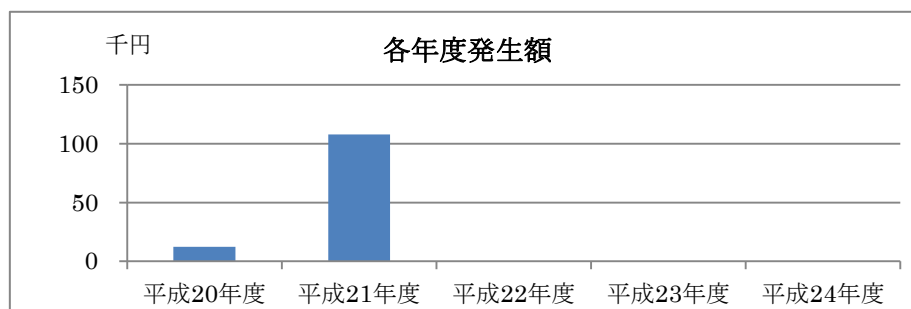
[残高推移の分析]

前述のとおり、税務課の加算金には、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金の3つがあるが、平成24年度末における未収金残高11,141千円の95%を占めるのは、重加算金10,598千円である。重加算金は税務署による税務調査により重加算とされた部分があると、それに連動して発生するものであり、その場合、加算金の発生時点で必ずしも債務者の資金繰りが良いとは限らないので、長期滞留になるリスクが高い。現在、未収金として計上されている重加算金についても、平成21年度に発生した9,779千円が、ほぼそのまま残っているため、残高が大きくなっているが、これは、税務調査により重加算となった法人が、平成21年度のリーマンショックにより、その時点では、担税力を失ってしまっているということが要因である。

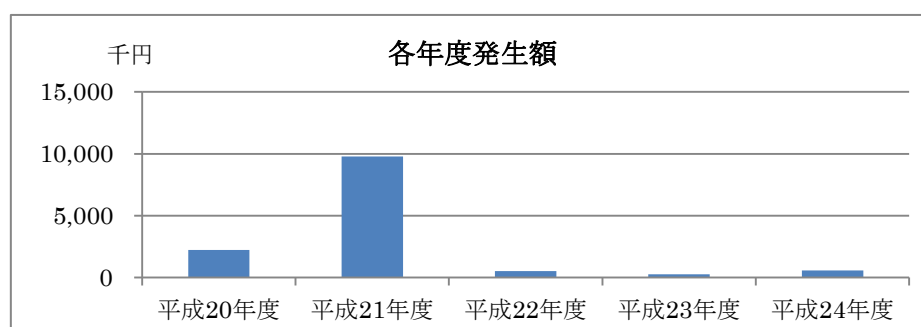
①不申告加算金



②過少申告加算金



③重加算金



[発生額推移の分析]

不申告加算金、過少申告加算金、重加算金、いずれも各年度の未収金発生額としては、平成 22 年度以降は、重大なものは発生していない（平成 23 年度に発生した不申告加算金の 952 千円は相対的にやや金額が大きいものの、翌年度にそのほとんどは回収されている）。やはり、平成 21 年度の発生額が最も大きい。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査は、福井県税事務所および嶺南振興局税務部において、関係資料を抜き取りにより閲覧し、債権管理状況を確認した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査結果については、「3-1-10 福井県税事務所および嶺南振興局税務部における債権管理」において、まとめて述べる。

[外部監査の見解] (意見)

滞納初期の対応について

県税加算金の未収は、金額的重要性が高いほど回収が難しい。特に注意しなければならないのは、当該修正申告が、法人を破綻させる可能性を有する場合である。過去の例をみても、修正申告をきっかけに法人が破綻し、金額的重要性の高い未収金が長期にわたって滞留するという事は、決してめずらしいことではない。こういった修正申告の場合、税務署（すなわち国）は、調査終了の段階で回収すべき額と法人の資産状態を把握可能な状況で、なおかつ債務者と接触している。県や市町が、加算金の状況を知りえるのは、法人が県や市町に申告書を提出したのちのことである。この段階で、県や市町は、国に対して動きが遅れるわけであるが、県と市町を比較すれば、固定資産税を賦課するために処分可能となる可能性がある資産の情報を持っている分だけ市町の方が、県よりも優位である。福井県としては、こういった債権者間における不利な現状を十分に認識しておけないといけない。所管課は、初動をどれだけ早くするかということが課題になる。

3-5-2 放置違反金

1. 未収金の概要

所管課名	交通指導課
目名	延滞金加算金及び過料
未収金の内容	道路交通法第 51 条の 4 に規定する放置違反金 655 件(※) 10,165 千円 ※名寄せが完全ではないため、先数は正確には把握できない。
回収手続の概要と今後の回収方針	所管課では、放置違反金催告書による文書催促、電話による催促、臨戸による催促、滞納処分の実行により回収手続きを実施していた。今後も同様の手続により回収することとしているが、その際には事務の効率性のさらなる向上を意識して実施する方針である。
長期間回収困難な主な理由	債務者の死亡、出国、所在不明のため。 生活困窮により納付資金が不足しているため。

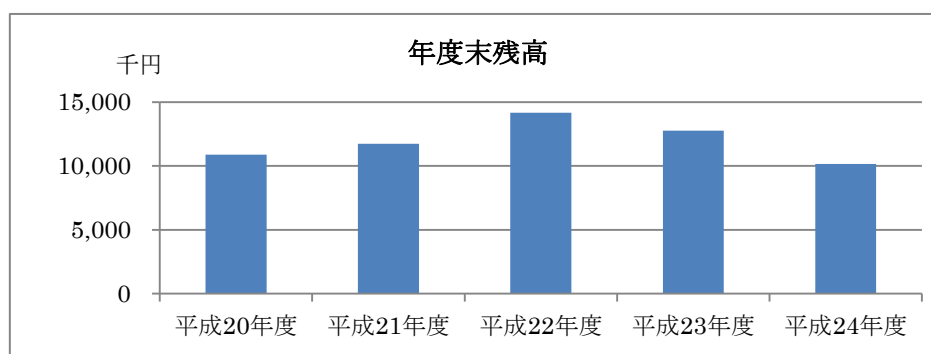
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	10,877	11,742	14,168	12,765	10,165
発生年度内訳	平成 24 年度				1,819
	平成 23 年度			2,996	1,992
	平成 22 年度			4,590	3,235
	平成 21 年度		4,149	3,092	2,254
	平成 20 年度	4,073	2,838	2,331	1,985
	平成 19 年度	5,255	3,604	3,204	2,111
	平成 18 年度	1,549	1,151	951	184
	平成 17 年度	—	—	—	—
	平成 16 年度	—	—	—	—
	平成 15 年度	—	—	—	—
平成 14 年度以前	—	—	—	—	

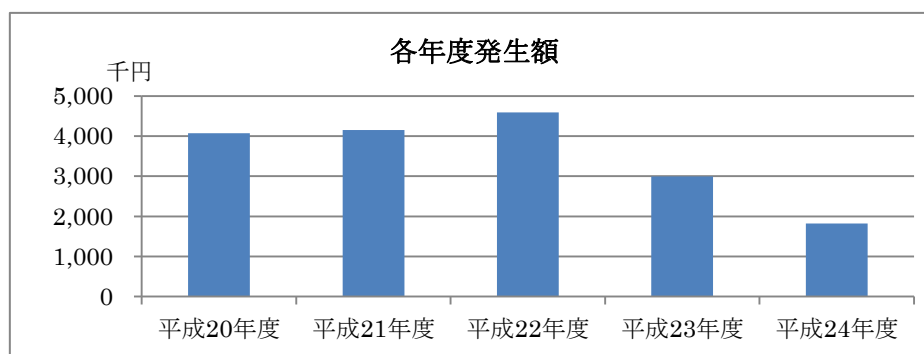
注 1：平成 24 年度の不納欠損額は、879 千円である。

注 2：平成 24 年度末において 879 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

放置違反金にかかる未収金残高は、平成 22 年度まで増加を続けたが、平成 23 年度から減少に転じた。これは、福井駅前を中心とした駐車場の整備に伴い、平成 23 年度、平成 24 年度と駐車違反の取り締まり件数自体が減少しているためである。



[発生額推移の分析]

上述したように、放置違反金の発生は、駐車場の整備状況と関連性が高く、未収金の発生額も基本的にはそれと連動する。平成 22 年度以降の未収金発生額の推移は、こういった現象を反映したものとみられる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、放置違反金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、放置違反金に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

所管課の特性と債権管理業務について

放置違反金の未収金残高に関しては、福井駅前を中心とした駐車場の整備とともに各年度の発生額が減少していることには間違いないが、平成 21 年度以前に発生している未収金も、每期、着実に減少していることは見逃せない。交渉記録等を閲覧する限り、他の部署の回収業務よりもスムーズな印象は受ける。これには、所管課が県警察本部に属しており、債務者に対し厳格な印象を与えることや、債務者周りの調査に長けているなど、いくつかの要因が考えられるが、一度、債権管理セクションで分析した方が良い。債権回収の効果を向上させるヒントがあるかもしれない。

3-5-3 貸付金元利収入

1. 未収金の概要

貸付金元利収入は後述するように貸付金の延滞部分が計上されているものである。平成24年度末における一般会計に属する貸付金の延滞状況はつぎのとおりである。

[貸付金元利収入の内訳]

単位：千円

名称	所管課	平成24年度末残高
教育費貸付金	高校教育課	18,389
介護福祉士等修学資金貸付金	地域福祉課	312
母子家庭等結婚資金貸付金	子ども家庭課	25
看護師等修学資金貸付金	地域医療課	1,523
農業改良資金貸付金	水田農業経営課	3,239
	合計	23,489

2. 本年度の監査における貸付金の取扱いについて

福井県の貸借対照表上、貸付金の延滞部分は「未収金」として計上されている。一般会計の教育費貸付金延滞部分や特別会計の商工費貸付金延滞部分等がこれにあたるが、外部監査としては、これらを貸付金の一部と考えているので、基本的には本年度の監査対象からは除外している。貸付金を監査対象から除いているのは、貸付金の管理が過去の外部監査において、繰り返し検証の対象となっており、既に過去の外部監査人から様々な改善提案がなされているためである。それに加え、貸付金の延滞部分に対する監査手続を実施するには、どうしても、正常債権部分にも監査手続を実施せざるをえず、その結果として、他の項目に対する監査手続が手薄になってしまうことを避けるためでもある（金額的重要性が極めて高い高度化資金貸付金の延滞部分については、その重要性に鑑み監査手続を実施している）。ただし、外部監査が総論にて述べる債権管理手法の提案については貸付金の管理についても応用可能なものがある。したがって、改善提案の方は、これらについても対象となる。

3-5-4 弁償金（敦賀市民間最終処分場行政代執行費用）

※当該未収金については、福井県にとって重大な事案の結果生じたものである。事案の内容については、新聞報道等で詳しく説明されてきているので、県民の皆様もよくご存じのことと考えるが、外部監査としては、改めて、第2章において簡単に説明させていただいたので、よろしければ、そちらも参照されたい。この各論においては、債権管理に絞って論じさせていただく。

1. 未収金の概要

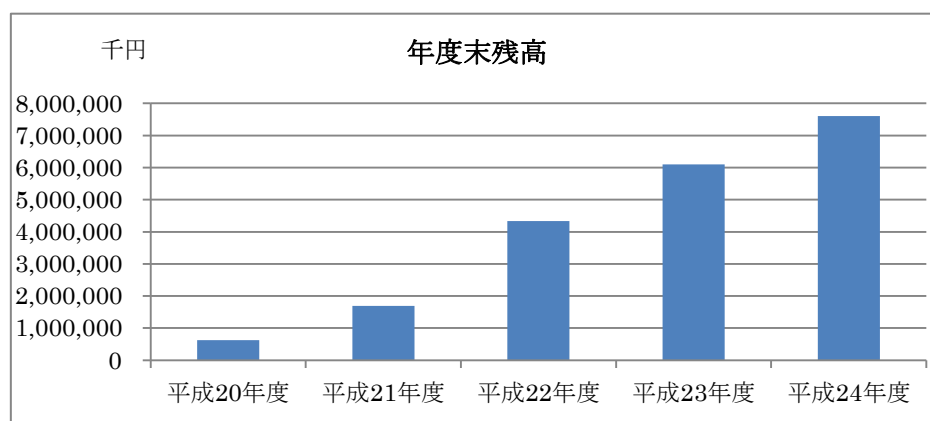
所管課名	循環社会推進課
目名	敦賀市民間最終処分場行政代執行費用弁償金
未収金の内容	覆土対策(66,486千円) 浸出液処理施設維持管理(434,224千円) 木の芽川護岸漏水防止対策(152,521千円) 抜本対策(6,947,476千円)
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課ではこれまで、キンキクリーンセンター株式会社、同社元社員(6名)、排出事業者(8社)に対し、求償を行ってきた。また、国税滞納処分の例により、過去4回にわたり実施した代執行に要した費用について費用が確定する都度、納付命令を発出してきた。それでも、納付されない場合は納付命令納期限後20日以内に督促を发出し、督促状到達後10日を経過した債権については、預金、不動産をはじめとする差押を実施。定期的に所在調査を行い、現況把握を実施してきた。</p> <p>所管課では今後も求償先の住所地や勤務先を継続的に把握し、資産調査を実施することで、回収可能な財産の発見に努める方針であり、執行停止については、現状では検討していないとのことである。</p>
長期間回収困難な主な理由	求償先には換価可能な不動産、動産がないため。

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
年度末残高	624,694	1,696,238	4,336,674	6,099,460	7,600,708	
発生年度内訳	平成 24 年度				1,501,248	
	平成 23 年度			1,763,446	1,763,446	
	平成 22 年度		2,640,956	2,640,956	2,640,956	
	平成 21 年度		1,071,733	1,071,733	1,071,733	
	平成 20 年度	70,489	70,489	70,489	70,489	70,489
	平成 19 年度	136,499	136,499	136,499	136,499	136,499
	平成 18 年度	51,584	51,584	51,584	51,584	51,584
	平成 17 年度	62,013	62,013	62,013	62,013	62,013
	平成 16 年度	41,383	41,383	41,383	41,383	41,383
	平成 15 年度	190,320	190,320	190,320	190,320	190,320
平成 14 年度以前	72,403	72,214	71,693	71,032	71,032	

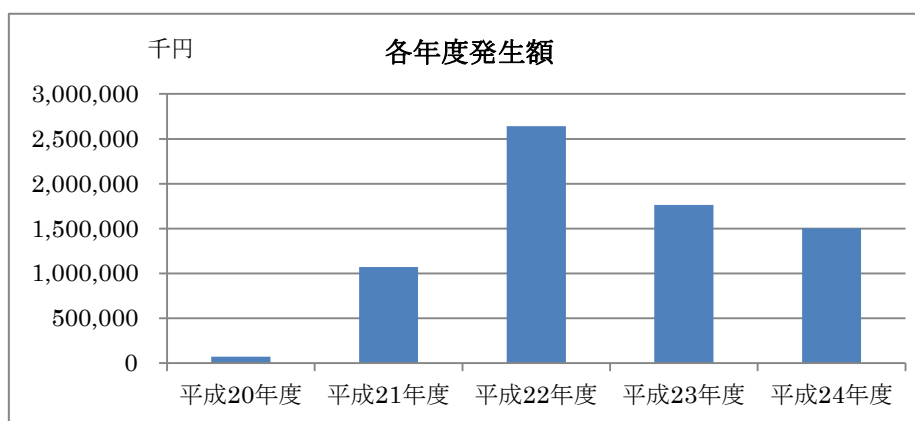
注：平成 24 年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成 20 年度末における残高 6 億 2 千万円の内容は、覆土対策、浸出液処理施設維持管理費の一部、木の芽川護岸漏水防止対策に係る行政代執行費用分であるが、あくまでもこれらは応急対策であった。浸出液が木の芽川に流出することを完全に防止するための抜本対策(代執行事業費は約 95 億円、ただし、福井県の負担は 8 割で残りの 2 割は敦賀市の負担)が、本格的に始まると、行政代執行未収金残高は増加を続け、平成 24 年度末には約 76 億円という重大な金額となった。

これに対し、債権の回収は上記表にあるとおり、平成 14 年度以前の分(最近 5 年間で 1,371 千円)を一部回収したのみで、平成 24 年度には、回収実績はない。抜本対策については平成 25 年 3 月に工事を完了しているが、水処理施設の稼働には今後もコストがかかるため、今後も回収の見込みがないとすれば、当該行政代執行に係る未収金残高は、最終的には平成 34 年度末で、約 92 億程度に上ると見られる。



[発生額推移の分析]

民間最終処分場行政代執行の未収金発生額は、平成 21 年度以降、10 億円を超える規模で、発生を続けている。これは、前述したように、抜本対策工事の進捗によるものである。抜本対策工事は、平成 25 年 3 月に完了しているが、水処理施設の稼働に毎期 1.6 億円程度の支出が見込まれているので、安定化することが見込まれる平成 34 年度までは、未収金額は、1.3 億円程度発生を続けると見られる。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、民間最終処分場行政代執行に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

民間最終処分場行政代執行に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

公平性と回収コストについて

求償が可能である排出業者 8 社に対しては、残りおよそ 3,000 千円の自主納付を以って債権回収は完了するが、キンキ社は既に解散（平成 19 年 1 月破産手続開始）しており、キンキ社元役員についても、外部監査では当面債権回収はできないであろうと判断している。福井県は、キンキ社元役員（現在、福井県外に在住している者もいる）に対して、毎年所

在の確認と資産調査を行っている。外部監査は、福井県の債権管理を監査するにあたっては、「費用対効果」を重要な監査要点のひとつとしてきており、当該案件は、それだけを見れば、費用対効果が現状極めて低い業務といえるわけであるが、外部監査としては当該債権に関して、これまでどおりの細かな対応をすべきであると考えている。それは、この種の債権について、真の費用対効果は「同様な事案を今後発生させない」ことにあると判断しているからである。コストの発生は最小限に抑えるべきであるが、公平性の確保と同様の事件の発生を抑止という観点からも、債権回収の姿勢を変えるべきではない。福井県は当該債権について「求償すべき先が存在しなくなるまで不納欠損処理をするようなことは決してない」としているが、外部監査も当然同じ意見である。また、実際の回収業務に当たって、所管課は県警から出向者を受け入れ、課員が債務者を訪問する際に同行してもらっているが、これについても現実的な対応であると考えている。

3-5-5 弁償金（硫酸ピッチに係る行政代執行費用）

1. 未収金の概要

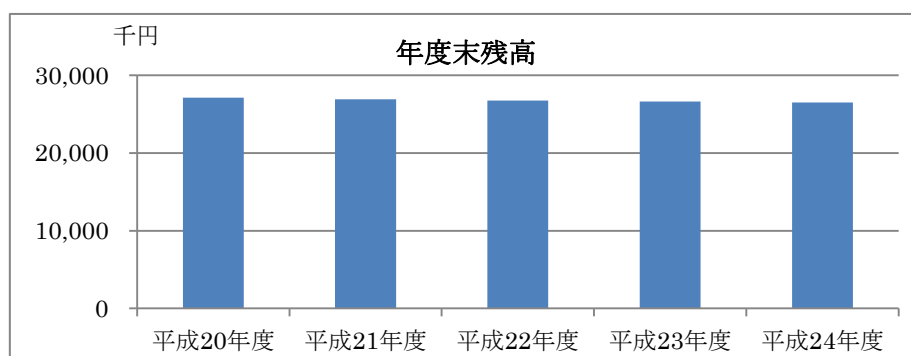
所管課名	循環社会推進課
目名	硫酸ピッチに係る行政代執行経費求償
未収金の内容	廃棄物等支障除去費用(硫酸ピッチ、廃スラッジ等の運搬、処分等の委託に要した費用) 5事案 26,500千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では、所在が判明しているものについては、面談や電話による納付督促を実施しており、所在が不明な者については住所調査を実施していた。その結果、求償先の経済状況を聴取、調査の上、分納により少額ずつの回収を実施していた。</p> <p>所管課では、今後も同様の手続により回収する方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	生活困窮による納付資金不足のため。 行方不明のため。

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	27,126	26,933	26,771	26,631	26,500	
発生年度内訳	平成24年度				—	
	平成23年度			—	—	
	平成22年度			—	—	
	平成21年度		—	—	—	
	平成20年度	—	—	—	—	
	平成19年度	10,362	10,305	10,230	10,198	10,172
	平成18年度	16,764	16,628	16,541	16,438	16,328
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
平成14年度以前	—	—	—	—	—	

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

硫酸ピッチに係る行政代執行経費求償については新たな未収金の発生はなく、残高の変化は、債権の回収によるものである。平成 20 年度の残高が 27,126 千円であるのに対し、平成 24 年度の残高は 26,500 千円であり、5 年間で 676 千円が回収されている。

[発生額推移の分析]

硫酸ピッチの処分は、平成 19 年度以降実績がなく、未収金も発生していない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、硫酸ピッチに係る行政代執行に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

硫酸ピッチに係る行政代執行に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

債権管理部署について

債権残高は大きいですが、今後、同様な債権は発生しないとみられる。所管課の業務としては「債権回収に努めるとともに、新たな発生を防ぐ手立てを講じる」というより、債権回収のみという状況である。回収担当者の安全性や手間の観点もあり、外部監査としては、こういった債権について、どこかのタイミングで債権管理専門のセクション扱いとした方が、3Eに適っていると考えている。

3-5-6 違約金および延納利息（土木管理課）

1. 未収金の概要

所管課名	土木管理課
目名	違約金および延納利息
未収金の内容	工事請負契約の違約金 1先 89千円
回収手続の概要と今後の回収方針	発生は1件であり、平成13年に督促状を発行したものの回収には至らなかった。平成24年7月より代表取締役の妻に任意の支払を交渉していた。 外部監査実施時には代表取締役の妻が任意支払いを了承（平成25年8月）しており、今後、分納による任意支払いにより回収する方針である。
長期間回収困難な主な理由	代表取締役が会社印等を持ち出したまま行方不明となり、法人は実質的に破たん状況となり、督促すべき先の所在が把握できなかったため。 他の代表取締役にも資力はなく、支払に応じてもらえなかったため。

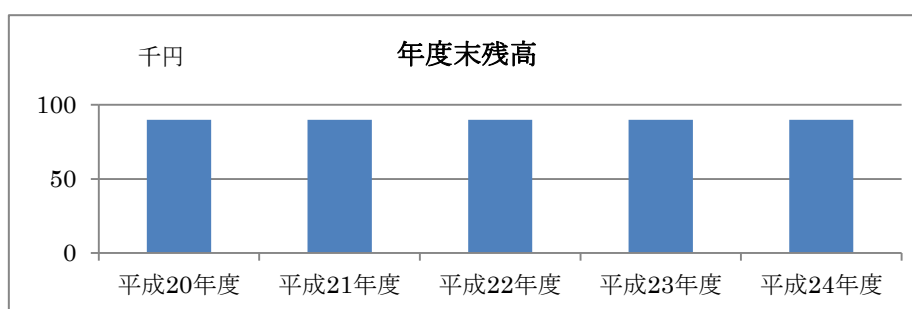
【期末残高推移】

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	89	89	89	89	89
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	89	89	89	89

注1：平成24年度において不納欠損額は発生していない。

注2：平成24年度末において89千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

平成 13 年度の発生以来、残高に動きはない。

[発生額推移の分析]

新たな未収金の発生はない

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、土木管理課所管の契約違約金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

土木管理課所管の契約違約金に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

回収方針と債権管理部署について

法的破綻先もしくは実質破綻先の事業者に対する債権で金額が大きくないものについては、総論にて述べたとおりである。福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、「最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進める」ことが望ましい。外部監査としては、当該、土木部の契約違約金および延納利息に係る未収債権については、いずれも問題ないと判断しているが、福井県全体として、その程度を判断できるセクションは、あったほうがよい。

3-5-7 違約金および延納利息（農村振興課）

1. 未収金の概要

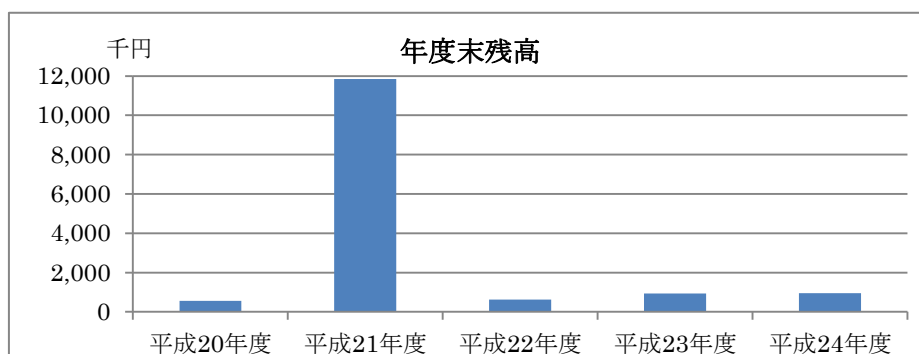
所管課名	農村振興課		
目名	違約金および延滞利息		
未収金の内容	契約解除に伴う違約金および前払金返還利息 4先 955千円 (内訳)		
	福井農林総合事務所	1先	267千円
	奥越農林総合事務所	1先	64千円
	丹南農林総合事務所	1先	70千円
	嶺南振興局農村整備部	1先	554千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>各農林事務所および嶺南振興局農村整備部では破産手続中のものについては、債権者集会等での情報収集に努めており、破産手続がされていないものについては、債務者と電話および面談により連絡を取りながら現状の把握と債権の回収に努めていた。</p> <p>各農林事務所および嶺南振興局農村整備部では、今後も同様の手続により回収する方針である。</p>		
長期間回収困難な主な理由	破産手続中や、破産手続きを行うよう努めている最中であるが、破産するにも資金が必要であり、生活困窮により手続きが思うように進んでいないため。		

[期末残高推移]

(単位：千円)

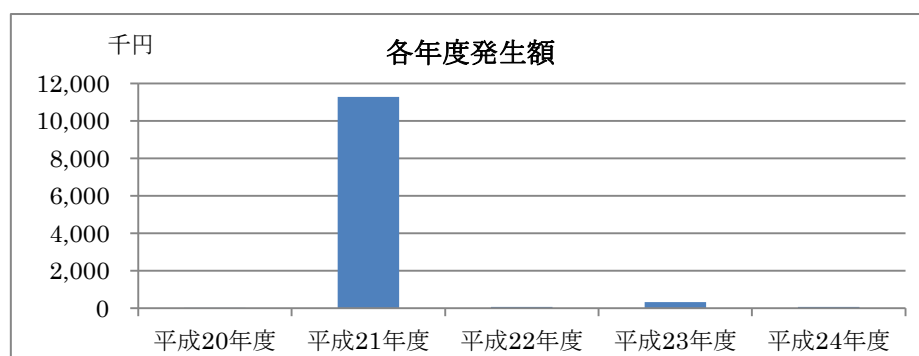
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	560	11,841	628	927	955	
発生年度内訳	平成24年度				70	
	平成23年度			331	331	
	平成22年度			74	42	—
	平成21年度		11,287	—	—	—
	平成20年度	6	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	554	554	554	554	554
	平成15年度	—	—	—	—	—
平成14年度以前	—	—	—	—	—	

注：平成24年度の不納欠損額は、42千円である。



[残高推移の分析]

大規模な倒産先があった平成21年度を除き、残高は大きく変動していない。



[発生額推移の分析]

平成22年度以降は、金額的重要性の高い未収金は発生していない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、農林水産部の契約違約金および延納利息に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

農林水産部の契約違約金および延納利息に係る未収金について、平成24年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

回収方針と債権管理部署について

前述の土木部の契約違約金および延納利息に係る未収債権と同様である。破産もしくは実質破綻の事業者に対する債権で金額が大きくないものについては、福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、「最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進める」ことが望ましい。外部監査としては、当該、農林水産部の契約違約金および延納利息に係る未収債権については、いずれも問題ないと判断しているが、福井県全体として、その程度を判断できるセクションは、あったほうがよい。

3-5-8 退職年金返還金

1. 未収金の概要

所管課名	教育振興課
目名	雑入（退職年金返還金）
未収金の内容	退職年金返還金（過払い恩給返還請求） 1先 1,834千円 恩給受給権者が死亡し、受給権が消滅していたにもかかわらず、遺族からの届け出がなかったため、平成元年8月から平成2年12月まで退職年金（恩給）を2,299千円支払ったことにより発生したものである。
回収手続の概要と今後の回収方針	所管課では当初、平成3年に10年間におよぶ分納を認めたものの完済はできなかったため、平成13年に10年間の延長を行った。しかし、平成16年11月以降回収が滞ったため、平成23年9月に再度債務者と話し合い、分納することを認め、平成28年6月まで履行延期承認を行っていた。 所管課では、今後も分納により回収していく方針であり、不能欠損処理の予定はない。
長期間回収困難な主な理由	債務者本人は回収開始当時から無職であり、同居人の収入により生活している状態であり、現在も生活困窮状態にあるため。

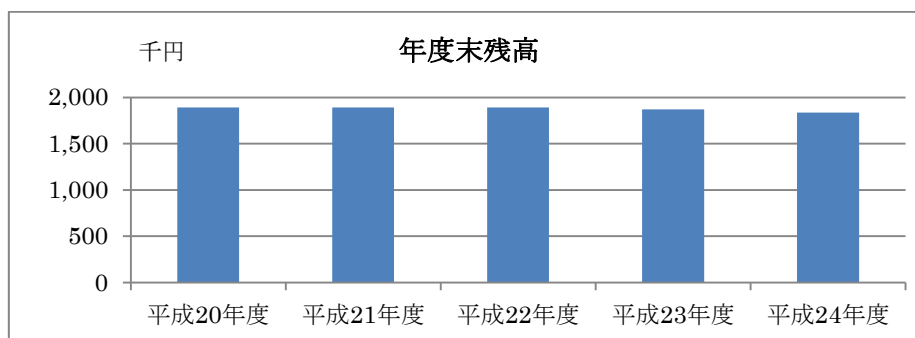
【期末残高推移】

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	1,891	1,891	1,891	1,870	1,834
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
平成14年度以前	1,891	1,891	1,891	1,870	1,834

注1：平成24年度において不納欠損額は発生していない。

注2：平成24年度末において1,834千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

債務者は1先である。平成22年度まで残高に変化はなかったが、平成23年度に所管課が債務者と話し合いを行った結果、金額は少ないものの、平成23年度以降は回収が進んでいる。

[発生額推移の分析]

未収金の新規発生はない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、退職年金返還金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

退職年金返還金に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

債権管理部署について

平成23年度と平成24年度における回収額は決して多いものではないが、債務者の返済再開にこぎつけた平成23年度の交渉成果は評価すべきである。一方、平成16年11月から平成23年9月までの所管課の対応については、やや不十分だったと言わざるをえない。債権回収というイレギュラーな業務の存在が、所管課の本来業務の質に影響を与えている可能性については総論にて指摘のとおりであるが、逆に、本来業務に注力している結果、債権回収業務に支障をきたす場合もありうる。

3-5-9 心身障害児扶養共済掛金

1. 未収金の概要

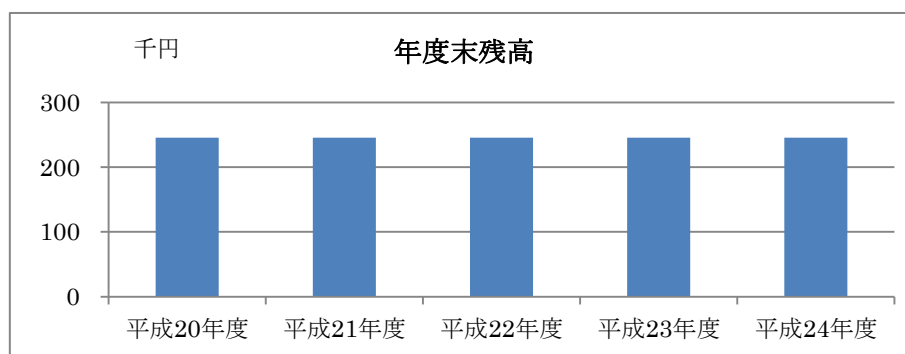
所管課名	障害福祉課
目名	雑入（心身障害者扶養共済掛金）
未収金の内容	心身障害者扶養共済掛金 2先 245千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では、掛金の延滞が発生した時点で債務者に連絡を取り、共済からの脱退や掛金未納分の支払計画書の作成を進めていた。支払計画書を受理した場合、計画に従い回収しているが、支払が滞っている場合には再度電話連絡等を実施していた。連絡が取れない先については住所地や所得状況の確認を実施し、債務者の現状把握に努めていた。</p> <p>所管課では今後も債務者の所得状況などの現状把握に努め、回収を図っていく方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	債務者が無資力状態であるため

[期末残高推移]

(単位：千円)

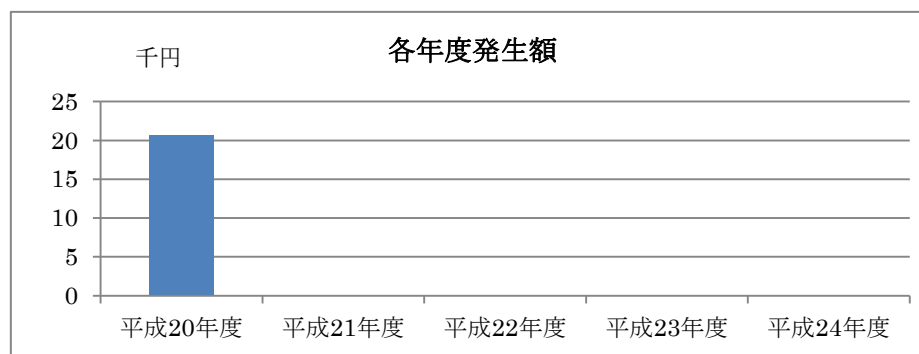
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	245	245	245	245	245
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	20	20	20	20
	平成19年度	90	90	90	90
	平成18年度	72	72	72	72
	平成17年度	63	63	63	63
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

債務者は2名で、いずれも平成17年度から平成20年度に発生したものである。未収金の発生以後、回収実績がないので、残高は変化していない。



[発生額推移の分析]

最近5年間で新たな未収金の発生はない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、心身障害者扶養共済金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

心身障害者扶養共済金に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

滞納初期の対応について

当該共済制度は、保護者の死亡などの場合に、残された心身障害者の生活を支えるという趣旨に基づいたシステムの一つである。二人の債務者については、掛金未納により共済会から脱退となってしまったケースであるが、共済の内容としては、残される心身障害者の方にとって、かなり有益な制度であるので、受給資格の喪失は残念である。本来であれ

ば、2か月の延滞で、脱退となるので、1人当たりの債権残高は、それほど大きくならないはずであるが、当該案件については、脱退手続きが遅れてしまった結果、債権もやや大きくなってしまった。また、債務者にとっては、対価性のない支払となるので、回収もそれだけ難しくなる。初期の判断が重要なケースであることを留意し、今後に活かすべきである。

3-5-10 補助金等返還金

1. 未収金の概要

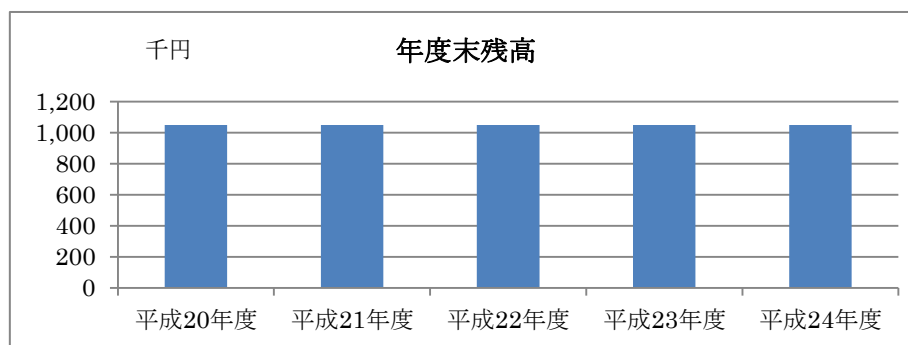
所管課名	障害福祉課
目名	雑入（補助金等返還金）
未収金の内容	H15年度身体障害者介助犬育成事業委託料返還金 1先 1,050千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では、返還請求発生後、債権差押命令申立を行ったが、口座が見つからず、取り下げとなり、動産執行申立を行ったが、住民票所在地には住居しておらず執行不能となった。平成22年以降毎年住民票および戸籍謄本の確認を実施し、所在地を確認するとともに、財産調査を実施している。</p> <p>今後も、債務者および連帯保証人の所在地および財産調査を実施し、回収を図っていく方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	債務者および連帯保証人ともに無資力状態のため

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度				—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	1,050	1,050	1,050	1,050
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

債務者は1先である。平成15年度に発生したものであり、回収実績がないので、残高は変化していない。

[発生額推移の分析]

最近5年間で新たな未収金の発生はない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、身体障害者介助犬育成事業委託料返還金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

身体障害者介助犬育成事業委託料返還金に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

債権管理部署について

当該債権は、平成15年度に行った身体障害者介助犬育成事業委託契約に係るものであるが、事業自体は他の団体に引き継がれ完了している。破綻した事業者に対する債権で、事業者が遠隔地におり、同様なものが新たに発生しないと想定される債権については、どこかのタイミングで債権管理専門のセクション扱いとした方が、3Eに適っていると外部監査は考えている。

3-5-1.1 児童扶養手当返還金

1. 未収金の概要

所管課名	子ども家庭課
目名	雑入（児童扶養手当返還金）
未収金の内容	児童扶養手当返還金 18先 10,060千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では2ヶ月以上納付の滞っている債務者に対しては文書で納入を促し、文書で反応がないときは電話で催告し、電話してもなお反応がないときは直接債務者を訪問することにより回収を図っていた。また、通常の手続とは別に2月と8月の債権強化月間に、6か月以上納入も連絡もない債務者に対し簡易書留で文書催告を実施していた。</p> <p>所管課では、今後も同様の手続により回収を図る方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	<p>生活困窮による納付資金不足のため。</p> <p>返還金の発生に納得していないため。</p>

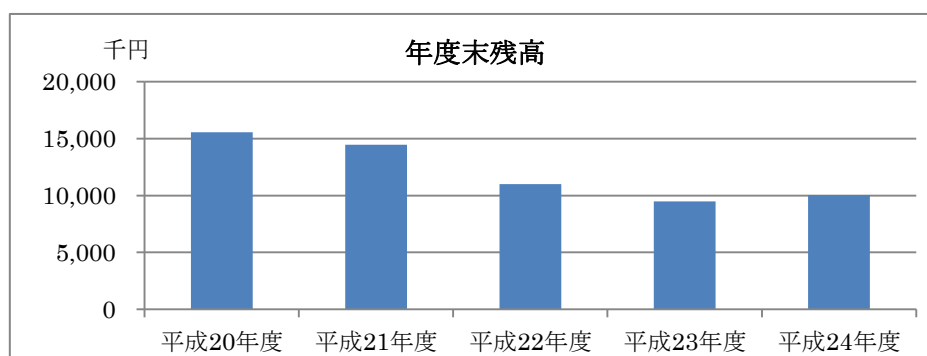
【期末残高推移】

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	15,551	14,457	10,995	9,487	10,060	
発生年度内訳	平成24年度				1,056	
	平成23年度			—	—	
	平成22年度			12	—	
	平成21年度		164	20	—	
	平成20年度	700	650	590	535	520
	平成19年度	285	250	241	217	205
	平成18年度	663	543	433	303	183
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	1,024	1,009	1,004	984	974
	平成15年度	42	42	42	—	—
平成14年度以前	12,835	11,797	8,652	7,447	7,121	

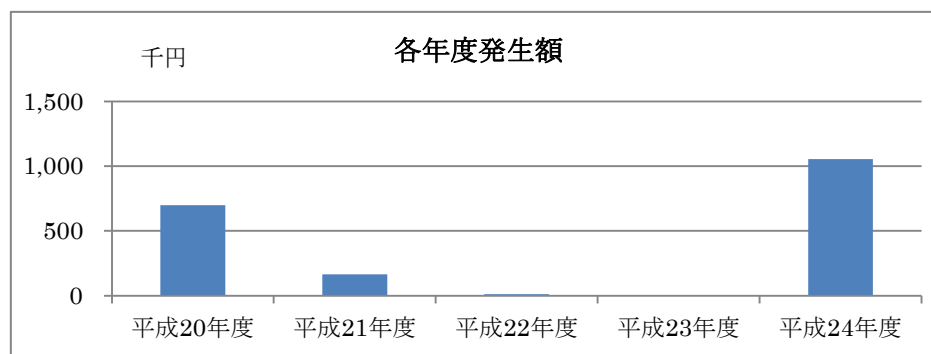
注1：平成24年度において不納欠損額は発生していない。

注2：平成24年度末において5,683千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

平成 20 年度で、15,551 千円あった未収金残高は、平成 21 年度から平成 23 年度まで減少を続けたが、これは、その間の未収金発生自体が少なかったことと、適切に不納欠損処理を行ったことによる（特に平成 22 年度には 2,897 千円の不納欠損処理を行っている）。



[発生額推移の分析]

残高中金額が大きいのは、平成 14 年度以前のものである。最近では、平成 24 年度こそ、1,000 千円を超える未収債権が発生しているが、それ以外の年度では、金額が大きい未収債権は発生していない。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、児童扶養手当返還金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、債権の一部を抜き取り、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

児童扶養手当返還金に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

市町連携について

児童扶養手当の窓口は各市町であり、新たな未収債権が発生した場合には、債権回収業務についても、市町との十分な連携が必要である。市町との連携においては、住民税の回収に実績のある福井県地方税滞納整理機構のノウハウを参考にするとよいであろう。

3-5-12 雑入民生費

1. 未収金の概要

所管課名	地域福祉課
目名	雑入（雑入民生費）
未収金の内容	生活保護法返還金および徴収金 14 先 4,257 千円 （内訳） 生活保護法 63 条返還金 10 件 940 千円 生活保護法 78 条徴収金 4 件 3,317 千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	所管課では、訪問や電話等により納付を促していた。回収の場合は納付書払いが主であるが、回収を優先するため、それによることができない場合は、複数人により現金徴収を行っていた。 所管課では今後も同様の手続により回収を図る方針である。
長期間回収困難な主な理由	生活困窮による納付資金不足のため。

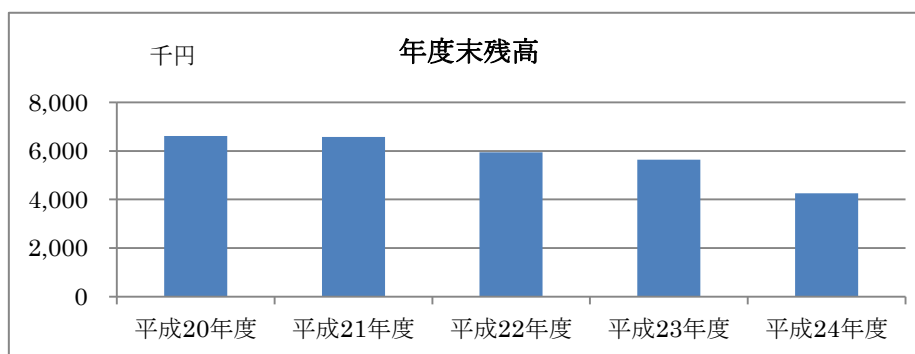
[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	6,617	6,579	5,940	5,648	4,257
発生年度内訳	平成 24 年度				1,104
	平成 23 年度			30	20
	平成 22 年度			77	77
	平成 21 年度		—	—	—
	平成 20 年度	—	—	—	—
	平成 19 年度	2,429	2,429	2,429	2,429
	平成 18 年度	377	374	368	128
	平成 17 年度	20	20	20	—
	平成 16 年度	2,170	2,157	2,130	2,086
	平成 15 年度	549	549	—	—
	平成 14 年度以前	1,070	1,048	913	895

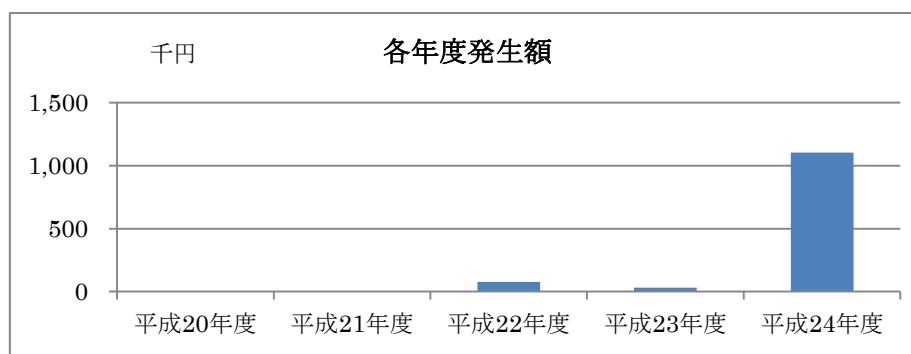
注 1：平成 24 年度の不納欠損額は、2,429 千円である。

注 2：平成 24 年度末において 3,843 千円の回収不能見込額（貸倒引当金）を計上している。



[残高推移の分析]

未収金残高は、最近 5 年間で減少を続けている。最近 5 年間の未収債権の発生が少ない一方、「本人死亡で相続放棄」といった理由などで、不納欠損処理が進んでいるためである。



[発生額推移の分析]

平成 20 年度から平成 23 年度まで、新たな未収債権の発生は、ほとんどなかったが、平成 24 年度には、1,000 千円を超える未収債権が発生している。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、生活保護法 63 条返還金・78 条徴収金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、生活保護法 63 条返還金・78 条徴収金に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

公平性と回収コストについて

当該債権の回収業務は、福井県内の各健康福祉センターが担当している。63 条返還金と 78 条徴収金を合わせて 14 先しかなく、債権総額も決して高額ではないが、「手続きの手助けのために窓口まで同行しなければならない」、「債務者が死亡しており、相続の状況を確認しなければならない」、「年金受給の届出を忘れる人が多い」、など、他の未収債権に比べて、回収のための業務量が多くなるため、福井県のコスト負担は大きい。あくまで、公平性とのバランスを取りながらであるが、地域福祉課においても、コストの抑制を模索すべきである。

3-5-13 雑入農林水産費

1. 未収金の概要

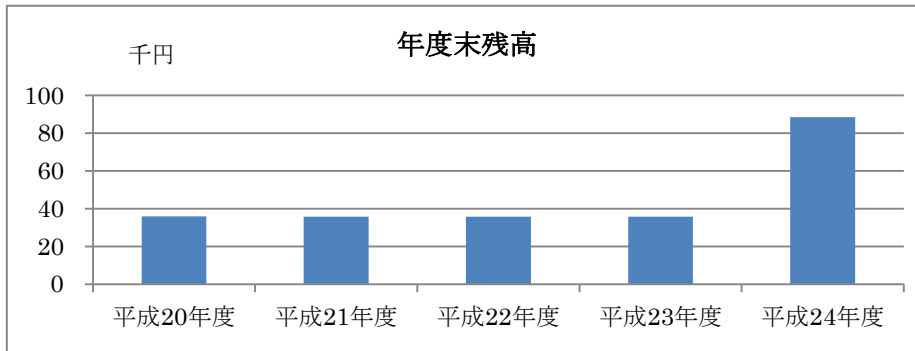
所管課名	森づくり課
目名	雑入（雑入農林水産費）
未収金の内容	<p>工事請負契約解除による前払い金延納利息 2先 87千円 （内訳）</p> <p>奥越農林総合事務所 1先 35千円 嶺南振興局 若狭 1先 52千円</p>
回収手続の概要 と今後の回収方針	<p>奥越農林総合事務所および嶺南振興局それぞれ回収先は1先のみである。毎年1回以上訪問し納入依頼の実施および代理人弁護士への電話での状況確認を実施していた。1先については平成24年に破産手続開始決定通知を受領していた。</p> <p>所管課では2先とも回収の見込みがないことから、今年度中に不納欠損処分の手続きをとる予定である。</p>
長期間回収困難 な主な理由	<p>法人所有の資産もなく法人からの回収は困難なため。 破産手続廃止の決定済みのため。</p>

[期末残高推移]

(単位：千円)

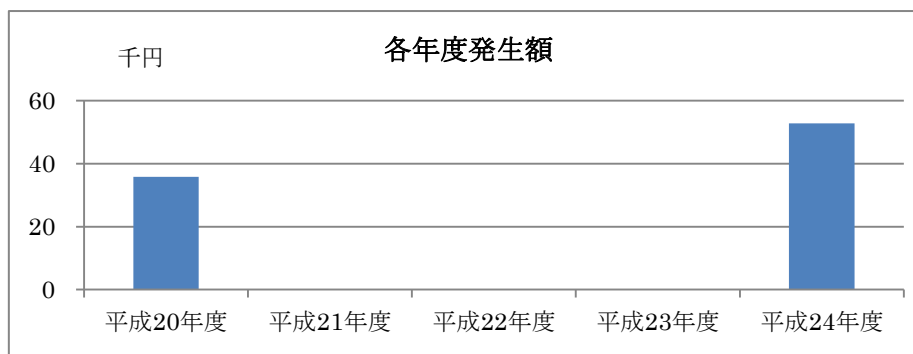
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	35	35	35	35	87
発生 年度 内訳	平成24年度				52
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	35	35	35	35
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

残高は平成 23 年度までは、奥越地区の 1 件だけであったが、平成 24 年度において若狭地区で 1 件発生し、合計 2 件、87 千円となった。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、平成 20 年度と平成 24 年度で発生している。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、森づくり課の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

森づくり課の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

回収方針と債権管理部署について

平成 24 年度に発生した債権については、平成 25 年 4 月 26 日に事業者の破産手続開始が決定しており、今後の債権管理にコストはほとんど要しないが、平成 20 年度発生分については、法的な破産に至ってはいないため、債権管理には今後もある程度のコストが発生する。破産もしくは実質破綻の事業者に対する債権で金額が大きくないものについては、総論にて述べたとおりである。福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、「最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進める」ことが望ましい。福井県全体として、その程度を判断できるセクションは、あったほうがよい。

3-5-14 雑入土木費（道路保全課）

1. 未収金の概要

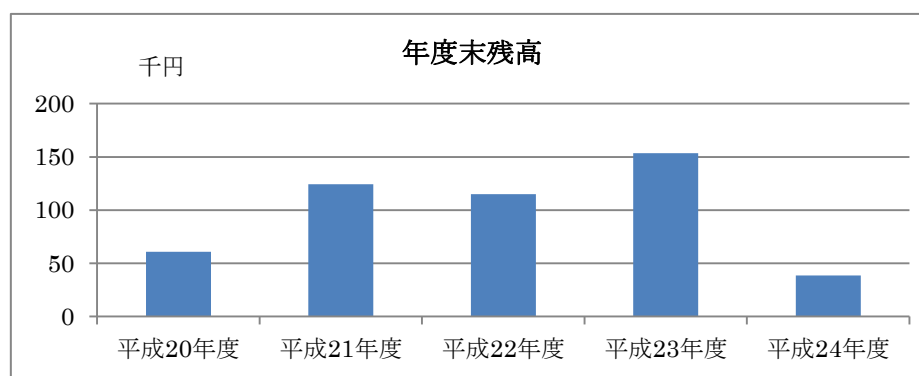
所管課名	道路保全課
目名	雑入（雑入土木費）
未収金の内容	工事請負契約の前払金返還延納利息 1先 38千円
回収手続の概要と今後の回収方針	債務者が破産手続を開始決定していたため、その進捗の把握に努めていた。なお、外部監査実施時には県は清算配当金を受け取るとともに破産手続は終結していた。 破産手続完了により、現在の未収金残高について本年度に不納欠損処分を実施する方針である。
長期間回収困難な主な理由	破産管財人による債権債務の処理に時間を要したため

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	60	124	114	153	38
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			38	38
	平成22年度			—	—
	平成21年度		63	54	54
	平成20年度	60	60	60	60
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

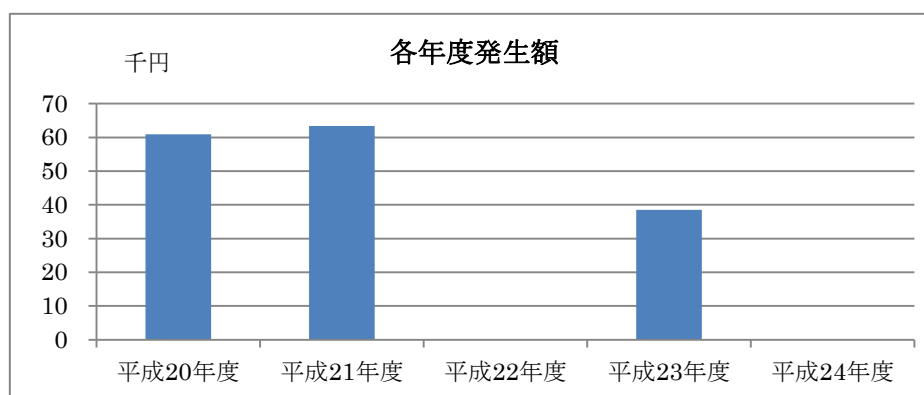
注：平成24年度の不納欠損額は114千円である。



[残高推移の分析]

債権の性質上、未収金残高は金額的に重要なものとなる可能性は低い。平成24年度で計

上されている残高は、平成 23 年度中に発生した 1 件分のみである。



[発生額推移の分析]

每期必ず発生するようなものではないが、工事件数自体が多ければ、ある一定の割合で発生してくると見込まれる種類の債権である。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、道路保全課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、道路保全課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

不納欠損処理について

平成 24 年度末において計上されている 1 件についても、平成 25 年 5 月に破産手続が最終しており、すみやかに不納欠損処理をすべきである。

3-5-15 雑入土木費（土木管理課）

1. 未収金の概要

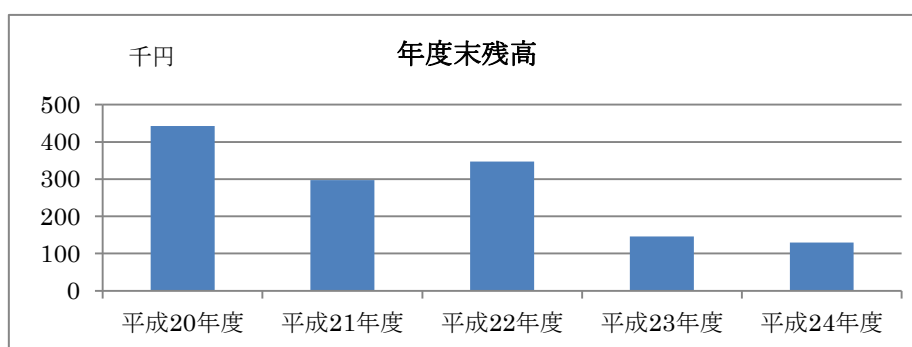
所管課名	土木管理課
目名	雑入（雑入土木費）
未収金の内容	工事請負契約の違約金 1先 129千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	代表取締役の死亡後、他の取締役が1名を除き行方不明となったため、所在が明らかな取締役に口頭で督促を実施し、会社の財産状況を確認していた。 具体的な債権の回収方法について今後、再度検討する方針である。
長期間回収困難な主な理由	所在が明らかな取締役も、社長個人の借金の保証人であったため、会社の債務を支払う資力も意思もなし。

[期末残高推移]

(単位：千円)

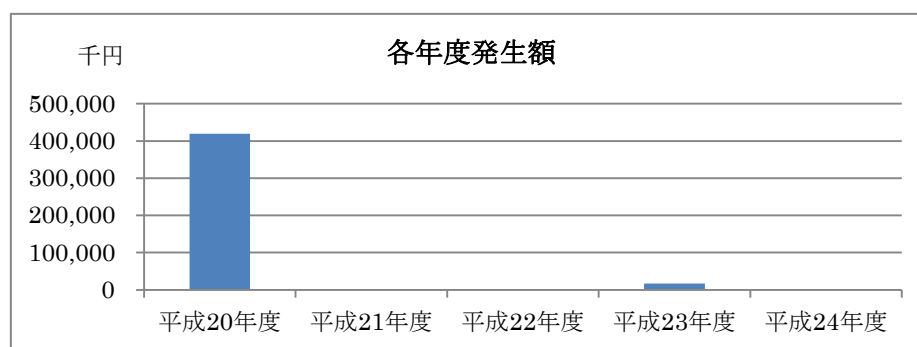
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	442	297	347	145	129	
発生年度内訳	平成24年度				—	
	平成23年度			16	—	
	平成22年度			—	—	
	平成21年度		—	50	—	
	平成20年度	419	297	297	129	129
	平成19年度	—	—	—	—	—
	平成18年度	23	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—	—

注：平成24年度の不納欠損額は16千円である。



[残高推移の分析]

債権の性質上、未収金残高は金額的に重要なものとなる可能性は低い。平成 24 年度で計上されている残高は、平成 20 年度中に発生した 1 件分のみである。



[発生額推移の分析]

每期必ず発生するようなものではないが、工事件数自体が多ければ、ある一定の割合で発生してくると見込まれる種類の債権である。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、土木管理課所管の工事契約解除による違約金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、土木管理課所管の工事契約解除による違約金に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

回収方針と債権管理部署について

当該債権については、農林水産部でも同一の債務者に対して債権を有しているので、債務者との交渉は、農林水産部と土木部が共同で行っている。所管が異なる債権でも、債務

者が同一であれば、各部署が共同で取り組むのは現実的であり合理的であると考え。また、破産もしくは実質破綻の事業者に対する債権で金額が大きくないものについては、総論にて述べたとおりである。福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、「最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進める」ことが望ましい。福井県全体として、その程度を判断できるセクションは、あったほうがよい。

3-5-16 雑入土木費（砂防防災課）

1. 未収金の概要

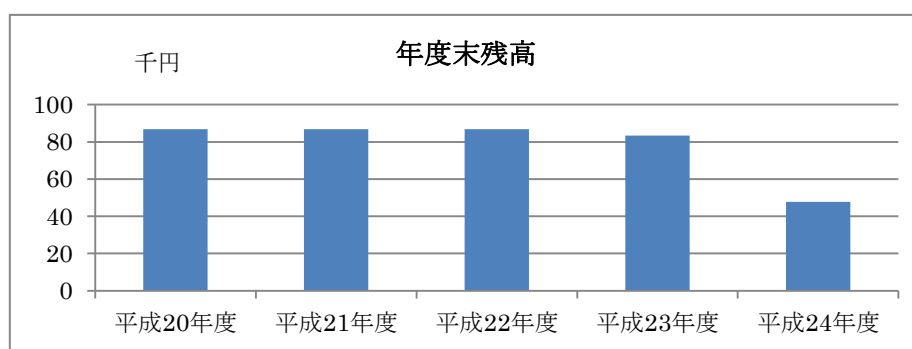
所管課名	砂防防災課
目名	雑入（雑入土木費）
未収金の内容	工事請負契約の前払金返還延納利息 1先 47千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	債務者が破産手続を開始決定していたため、その進捗の把握に努めていた。 今後破産手続の進捗を把握していく方針である。
長期間回収困難な主な理由	破産手続中のため

[期末残高推移]

(単位：千円)

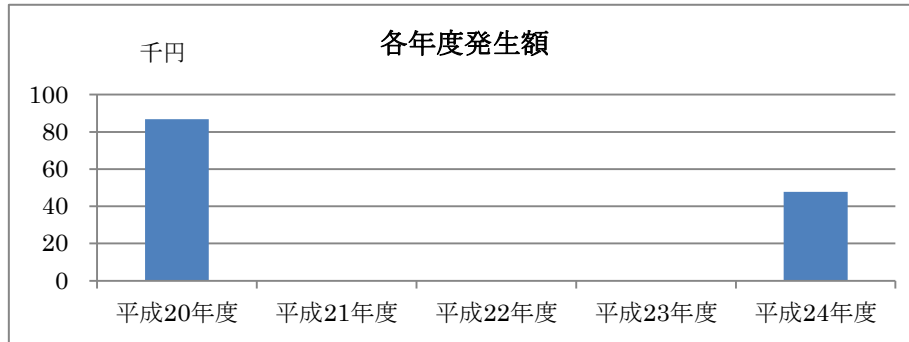
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	86	86	86	83	47	
発生年度内訳	平成24年度				47	
	平成23年度			—	—	
	平成22年度			—	—	
	平成21年度		—	—	—	
	平成20年度	86	86	86	83	—
	平成19年度	—	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—	—

注：平成24年度の不納欠損額は83千円である。



[残高推移の分析]

平成23年度まで残っていた83千円について平成24年度に不納欠損処理を行い、債権残高は、平成24年度中に発生した1件のみとなっている。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、最近 5 年間では平成 20 年度と 24 年度に発生している。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、砂防課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、砂防課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金の不納欠損処理について、平成 24 年度分を対象として関係資料の通査を実施した。監査手続の範囲では、手続は適正に行われていた。

[外部監査の見解] (意見)

不納欠損処理について

平成 24 年度末において計上されている 1 件については、現在破産手続中である。破産手続が終結しだい、すみやかに不納欠損処理をすべきである。

3-5-17 雑入土木費（河川課）

1. 未収金の概要

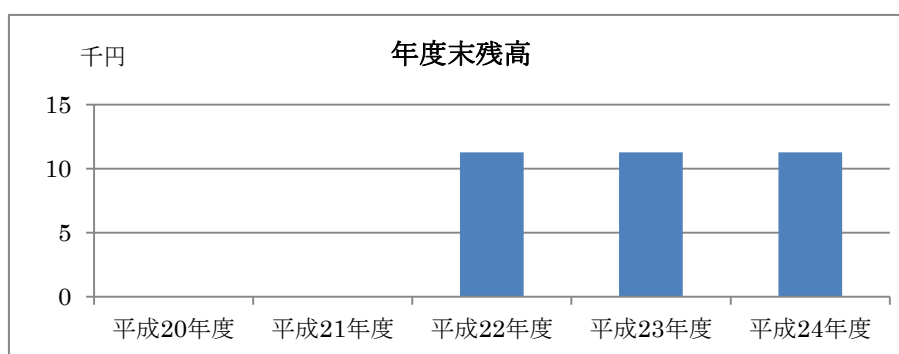
所管課名	河川課
目名	雑入（雑入土木費）
未収金の内容	工事請負契約の前払金返還延納利息 1先 11千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	当初、債務者が弁護士に対し破産手続きを依頼していたにもかかわらず連絡を絶ったことから、所在不明であると認識していた。 今後、代表者の住所地等を調査するとともに、督促状を送付可能な住所へ送付するとともに、代表者からの回収を図っていく方針である。
長期間回収困難な主な理由	当初の債務者である法人は実質破綻の状況にあり、代表者の住所地も不明であったため。

[期末残高推移]

(単位：千円)

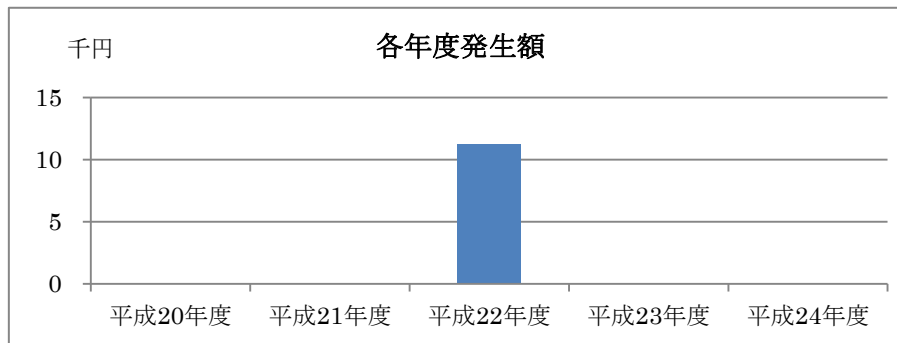
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	11	11	11
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			—	—
	平成22年度			11	11
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成24年度の残高は、平成22年度に発生した1件、11千円のみである。



[発生額推移の分析]

毎期発生するものではなく、最近 5 年間では平成 22 年度に発生しているのみである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、河川課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、河川課所管の工事契約解除による前払い金延納利息に係る未収金の不納欠損処理については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

回収方針と債権管理部署について

破産もしくは実質破綻の事業者に対する債権で金額が大きくないものについては、総論にて述べたとおりである。福井県として、ある程度のガイドラインを定めて、「最低限度の追求は行う一方、債権回収に過度のコストと時間を費やすことなく、規則に従って処理を進める」ことが望ましい。福井県全体として、その程度を判断できるセクションは、あったほうがよい。

3-5-18 雑入教育費

1. 未収金の概要

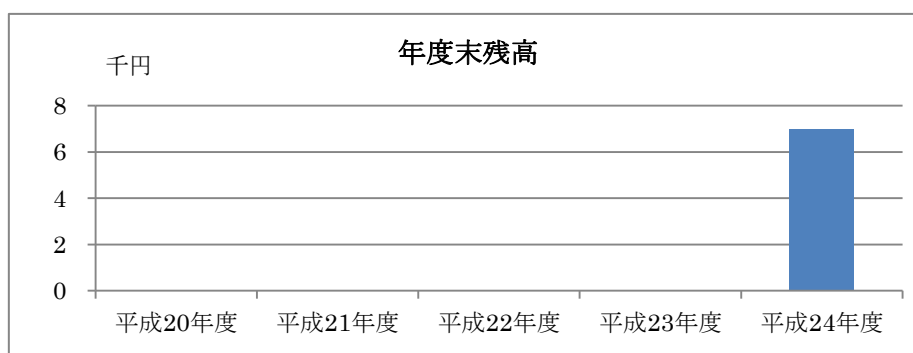
所管課名	生涯学習・文化財課
目名	雑入（雑入教育費）
未収金の内容	図書損失・破損負担金 1先 7千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	回収を担当している図書館では、督促はがきの送付や電話連絡により納付の指導を実施していた。 担当図書館では、電話連絡がつかないため、今後は臨戸訪問により面談し回収していく方針である。
長期間回収困難 な主な理由	生活困窮による納付資金不足のため

[期末残高推移]

(単位：千円)

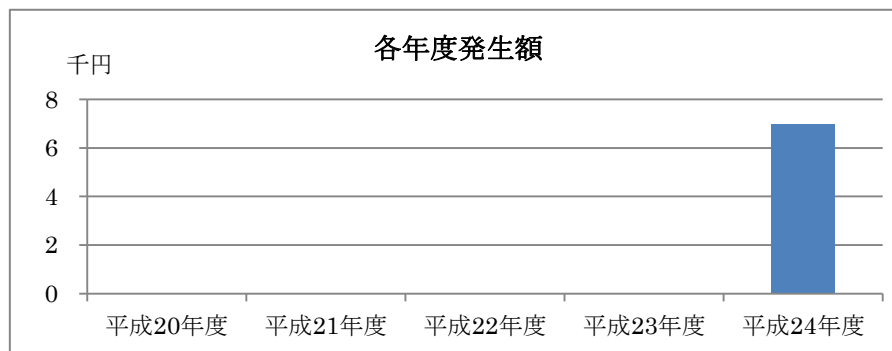
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	—	—	7
発生年度内訳	平成24年度				7
	平成23年度			—	—
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
平成14年度以前	—	—	—	—	

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成24年度末の残高は、平成24年度発生分の1件のみである。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、発生は平成24年度のみである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、図書損失・破損負担金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、図書損失・破損負担金に係る未収金については、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

債権管理部署について

当該債権は、図書紛失に係る弁済金の延滞分である。債務者は生活に困窮しているとはいえ残高は7,000円しかない。やり方によっては、早期に回収できるのではないか。所管課にとっても、実際に回収を担当する図書館にとっても、延滞債権の回収は不慣れな業務であるので、専門の部署の助力を得て早めの決着をめざし、本来業務への影響をできるだけさけるべきである。

3-5-19 雑入警察費（交通規制課）

1. 未収金の概要

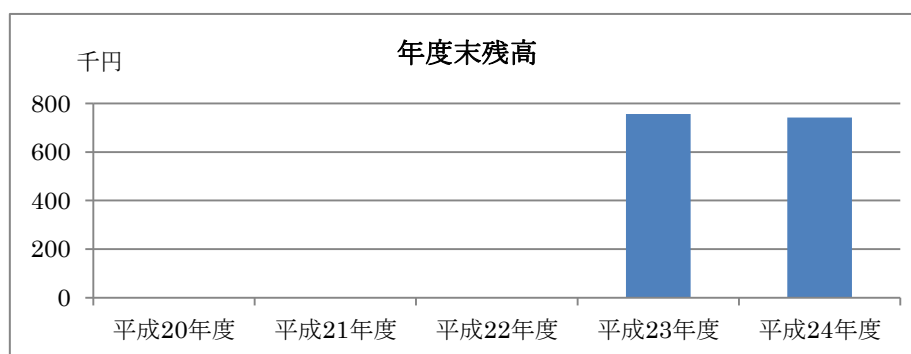
所管課名	交通規制課
目名	雑入（雑入警察費）
未収金の内容	警察施設損壊弁償金 1先 741千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	<p>所管課では当初、債務を一括返済させる予定でいた。しかし、債務者の状況から一括返済は困難であると判断し、履行延期申請を受理し分割による回収を実施していた。所管課では回収手続として、債務者による誓約書の提出や念書の作成及び督促状の手交等を実施し、適宜、電話や訪問による催促を繰り返し行っていた。</p> <p>所管課では今後も分割による回収を進めていくが、支払いが滞ればこれまでどおり電話や訪問を繰り返し、粘り強く督促していく方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	<p>債務者は県外での仕事が多く、連絡が取りづらい状況であるため。</p> <p>生活困窮者で、他にも負債を抱えており、納付資金が不足しているため。</p>

[期末残高推移]

(単位：千円)

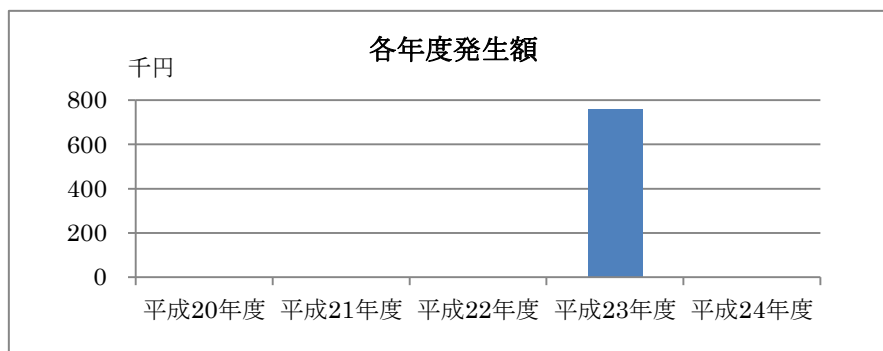
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	—	756	741
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			756	741
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

平成 24 年度末の残高は、平成 23 年度発生分の 1 件のみである。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、発生は平成 23 年度のみである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、警察施設損壊弁済金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、警察施設損壊弁済金に係る未収金について、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

所管課の特性と債権管理業務について

関係資料、特に債務者との交渉記録を閲覧すると、未収金の回収を担当する所管課毎に、債権回収業務への「向き、不向き」が認められることがあるが、当該債権を管理する警察本部交通部交通規制課および次に述べる警察本部刑事部刑事企画課については、債権回収業務の質が他の課よりも高いというのが外部監査の判断である。調査能力や説得力など、本来業務に必要な要素が、そのまま債権回収業務にも反映している結果とみられるが、他

の課における債権回収業務へ応用可能なものがあるかもしれないから、福井県として一度分析してみるべきである。

3-5-20 雑入警察費（刑事企画課）

1. 未収金の概要

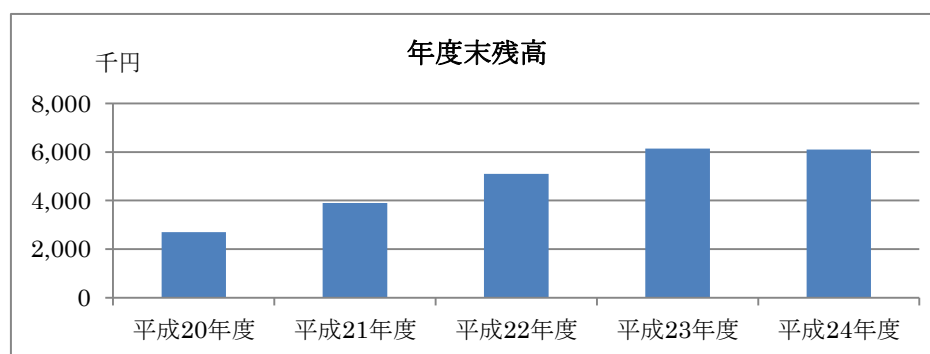
所管課名	刑事企画課
目名	雑入（雑入警察費）
未収金の内容	交通事故に伴う対物損害賠償金 1先 6,108千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<p>所管課では当初より分納による納付を図っており、分納の納入通知書発行の都度警察本部において債務者へ直接納入通知書を交付して回収していたが、収入が不規則のため途中から納付が滞ってきていた。その後、債務者と電話での連絡が取れなくなったため、住所地に出向き面談により納付可能額を聞き取り、分納納付書により回収していた。</p> <p>所管課では今後も住所地での面談を実施し、分納納付書による回収を図る方針である。</p>
長期間回収困難な主な理由	生活困窮により納付資金が不足しているため。

[期末残高推移]

(単位：千円)

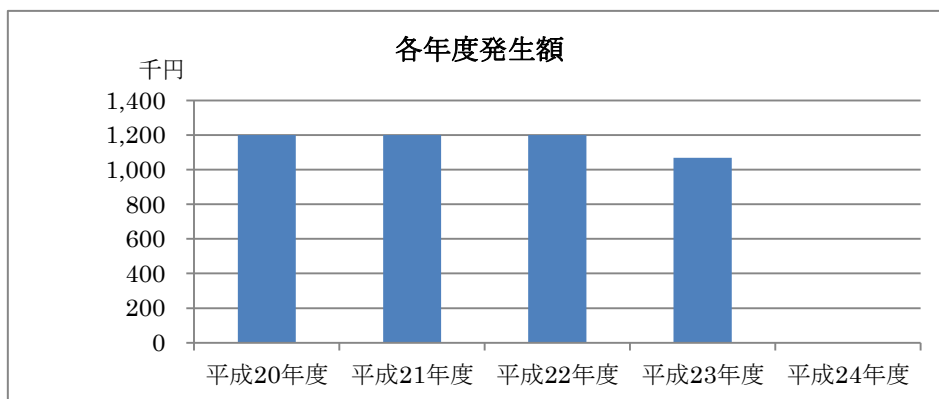
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
年度末残高	2,700	3,900	5,100	6,138	6,108	
発生年度内訳	平成24年度				—	
	平成23年度			1,068	1,068	
	平成22年度			1,200	1,200	1,200
	平成21年度		1,200	1,200	1,200	1,200
	平成20年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	平成19年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	平成18年度	300	300	300	270	240
	平成17年度	—	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

交通事故は平成16年で損害金額は17,000千円であったが、対物保険で3,000千円の支払を受け、債務者が所属していた会社が残り14,000千円のうち半額を負担してくれたため、債務者への請求は7,000千円となった。平成18年度の途中までは、納入があったものの、その後納入が滞るとともに、未収残高は増加していった。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、発生は当該案件のみである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、交通事故に伴う対物損害賠償金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

外部監査では、交通事故に伴う対物損害賠償金に係る未収金について、平成24年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

所管課の特性と債権管理業務について

前述の警察施設損壊弁済金と同様である。債務者の状況が状況であるので、債権の回収は芳しいとはいえないが、関係資料の質が高く、債務者の現況が的確に把握できる。

3-6 特別会計

3-6-1 港湾特別会計

1. 未収金の概要

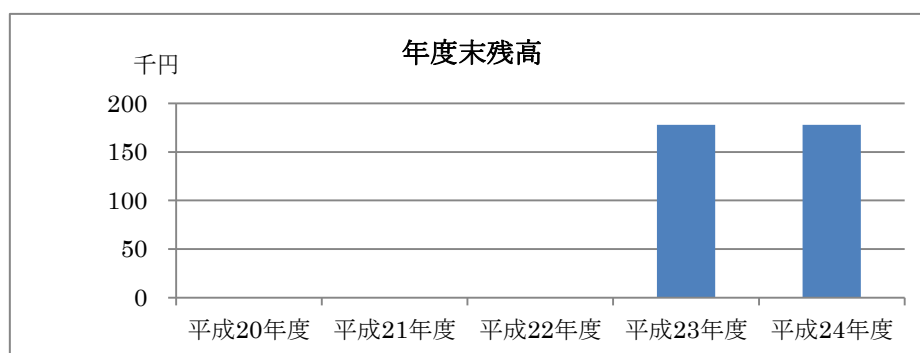
所管課名	港湾空港課
目名	土木使用料
未収金の内容	港湾使用料 1先 178千円
回収手続の概要 と今後の回収方針	債務者が破産手続開始となったため、当該手続の進捗を把握することに努めていた。外部監査開始時において破産手続廃止が決定されており、不納欠損処理を行ったところである。
長期間回収困難な主な理由	倒産による債権処理

[期末残高推移]

(単位：千円)

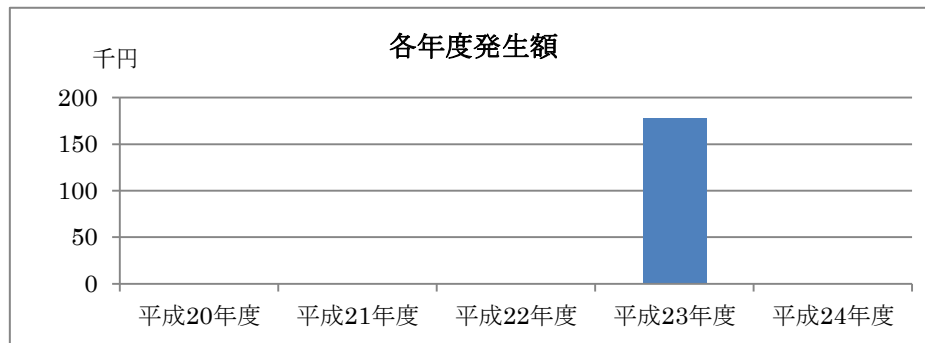
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	—	—	178	178
発生年度内訳	平成24年度				—
	平成23年度			178	178
	平成22年度			—	—
	平成21年度		—	—	—
	平成20年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
	平成18年度	—	—	—	—
	平成17年度	—	—	—	—
	平成16年度	—	—	—	—
	平成15年度	—	—	—	—
	平成14年度以前	—	—	—	—

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

残高は平成23年度発生分（債務者は1名で1月分と2月分の2件）のみである。



[発生額推移の分析]

毎期発生するようなものではなく、平成 23 年度で発生したもののみである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、港湾空港課所管土木使用料に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

港湾空港課所管土木使用料に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

延滞への対応と経済性について

不納欠損処理となる案件であり、債権回収にコストは発生しないわけであるが、それよりも新たな野積場の使用者を早く見つけたことにより、経済的利益の逸失が最小限に抑えられていることは評価すべきである。使用料未収の問題は他の経済的課題も同時並行で発生する可能性が高いため、的確な判断が求められる。

3-6-2 母子寡婦福祉貸付金特別会計

外部監査としては、貸借対照表上未収金とされている貸付金の延滞部分については貸付金の一部と考えているので、本年度の監査対象からは除外している。

3-6-3 中小企業貸付金特別会計

※繰り返し述べているとおり、外部監査としては、貸借対照表上未収金とされている貸付金の延滞部分については貸付金の一部と考えているので、基本的には本年度の監査対象からは除外している。ただし、高度化資金貸付金の延滞部分については、金額的重要性が極めて高いため、その重要性に鑑み監査手続を実施した。

1. 未収金の概要

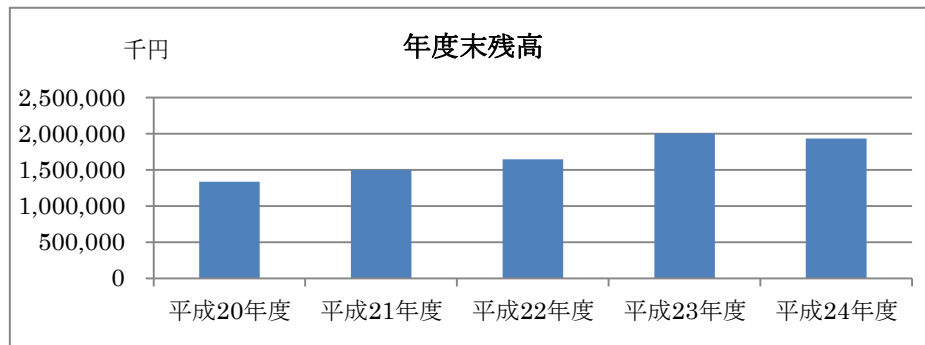
所管課名	商業振興・金融課		
目名	高度化資金元利収入		
未収金の内容	高度化資金貸付金 現年度(H24年度)	11件	188,013千円
	過年度(H23年度まで)	82件	1,747,553千円
	合計	93件	1,935,566千円
回収手続の概要と今後の回収方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続先については、経営を支援する目的から、事業継続により収益から弁済させる方針で、おのおの返済を履行させている。 ・事業中止先については、保証人からの回収を継続する。 		
長期間回収困難な主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化資金貸付時に比べ、経営環境が悪化したことにより、約定償還が不可能になったもの。 		

[期末残高推移]

(単位：千円)

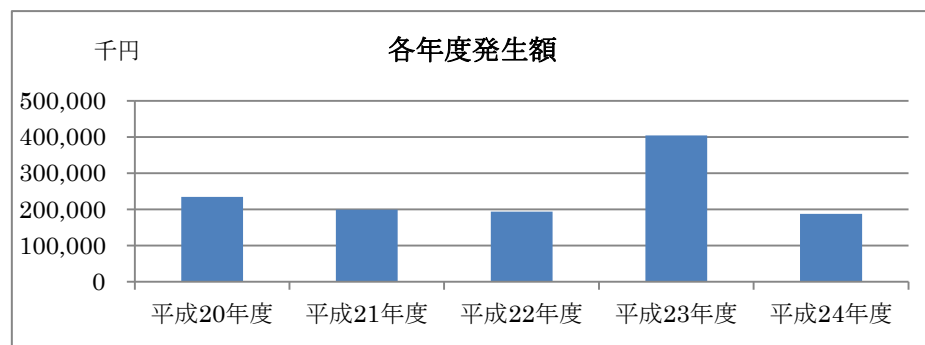
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	1,339,099	1,501,303	1,648,573	2,006,641	1,935,566
発生年度内訳	平成24年度				188,013
	平成23年度			404,663	188,663
	平成22年度			194,266	193,126
	平成21年度		199,369	197,799	197,799
	平成20年度	234,558	233,929	233,929	233,929
	平成19年度	239,408	239,408	239,408	239,408
	平成18年度	244,907	244,907	244,907	244,907
	平成17年度	244,035	239,632	229,786	211,541
	平成16年度	122,087	104,337	90,535	85,332
	平成15年度	30,610	30,610	30,610	30,610
平成14年度以前	223,492	209,108	187,329	165,321	

注：平成24年度において不納欠損額は発生していない。



[残高推移の分析]

福井県の会計ルール上、未収金としてとらえる部分、つまり約定どおりの償還ができなかった部分の残高は、年々増加傾向にある。グラフでは、平成23年度の残高だけが大きくなっているが、これは大口先が1先延滞となったためである。残高としては、各年度1億5千万円程度が増加していると考えてよい。なお、当該大口先の延滞は平成24年度に解消されている。



[発生額推移の分析]

每期新たに発生する貸付金の延滞部分は1億9千万円程度である。平成23年度の発生金額が多額となっているのは、大口先1先の延滞発生によるものである。

2. 監査結果および外部監査人の見解

(1) 債権管理手続に対する監査手続

外部監査では、高度化資金元利収入金に係る未収金について、所管課に管理状況をヒアリングするとともに、当該債権に係る債権管理簿と債務者との交渉記録を確認した。監査手続の範囲では、債権は適切に管理されていると判断する。

(2) 不納欠損処理に対する監査手続

高度化資金元利収入金に係る未収金については、平成 24 年度において不納欠損処理はなかった。

[外部監査の見解] (意見)

未収金として計上されている金額について

過去の外部監査においては、産業政策の貸付金についてテーマとすることが複数にわたり、それらの主張としては「福井県が直接貸付を行うことは避けるべきである」ということであった。福井県としても同様な考えのもと、産業政策としての貸付に関しては、金融機関に資金を預託する、いわゆる制度融資を基本とする方針を堅持している。当該高度化資金についても、平成 14 年 3 月の実行を最後に、その後は新たな融資は行われていない。過去に融資を行った貸付金の一部については、上記のとおり、かなり大きな金額の不良債権となってしまう結果からみても、現在の福井県の方針は極めて妥当といえる。

前述のように每期新たに発生する貸付金の延滞部分は 1 億 9 千万円程度であるが、そのうち約 90%は、特定の 1 貸付先に対する債権である。当該貸付先は、法的破綻しているわけでも、実質破綻の状況にあるわけでもなく、每期、約 30,000 千円の償還をおこなってきている。ただ、約定償還額が、実際に償還可能な金額を大きく上回っているだけである。常識的に言えば、この大口融資先については、約定償還額を減額する条件変更をしていた場合、貸付金の延滞部分である未収債権残高も増加してこないが、延滞発生当時、独立行政法人中小企業基盤整備機構（融資実行額は福井県が 1/3、(独)中小企業基盤整備機構が 2/3）と協議した結果、条件変更が認められなかったため、約定償還額を変更することができない状況となっている。仮に、当該組合の資金繰り悪化に対して条件変更が認められ、適正な償還額を定めていたら、延滞額、つまり未収残高は次のようになっていたはずである。

[期末残高推移]

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	415,438	401,055	379,276	572,268	340,590

